

安来市

第2期障がい者基本計画

平成25年3月
安来市 福祉課

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の目標と基本理念	2
3 計画の位置づけ	3
(1) 法的根拠	3
(2) 関連計画との関係	3
4 計画の対象	4
5 計画の期間	4
6 計画の策定体制	4
(1) 安来市障がい者基本計画策定委員会の開催	4
(2) 安来市第2期障がい者基本計画策定のためのアンケート調査の実施	5
(3) 安来市障害者基本計画見直しのための団体等アンケート調査の実施	5
第2章 安来市の現状について	6
1 総人口の状況	6
(1) 総人口の推移	6
(2) 人口の現況	7
2 障がい者の状況	8
(1) 身体障害者手帳所持者	8
(2) 療育手帳所持者	9
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者	10
(4) 難病患者の状況	10
3 障がい児等の状況	11
(1) 乳幼児健康診査の受診状況	11
(2) 障がい児保育の状況	11
(3) 特別支援教育の状況	12
4 障がい者雇用の状況	13
(1) 企業における障がい者雇用の状況	13
(2) 市役所における障がい者雇用の状況	13
5 主な関連施策の実施状況	14

第3章 基本施策	16
◆施策体系.....	16
1 理解と交流の促進.....	17
(1) 理解・啓発の推進.....	18
(2) 福祉教育の推進.....	19
(3) 地域福祉活動の促進.....	20
2 相談・情報提供体制の充実.....	21
(1) 相談事業の充実.....	22
(2) 情報提供の充実.....	23
3 ライフステージに対応した支援の充実.....	24
(1) 早期発見・早期療育の推進.....	26
(2) 就学前療育・学校教育の充実.....	27
(3) 雇用・就労の促進.....	29
(4) 円滑な地域生活の促進.....	30
(5) 生きがいのある地域生活の促進.....	31
4 福祉施策の充実.....	32
(1) 障害福祉サービス等の充実.....	33
(2) 人権・権利擁護の推進.....	34
(3) 消費者保護の推進.....	35
5 保健・医療の充実.....	36
(1) 予防・早期発見・早期治療の推進.....	37
(2) 精神保健対策の推進.....	38
(3) 医療体制の整備.....	39
6 住みよいまちづくりの推進.....	40
(1) 住環境の整備.....	41
(2) 移動・交通手段の充実.....	42
(3) 防犯・防災対策の推進.....	43
第4章 計画の推進体制	44
1 計画の点検・評価.....	44
2 各関連機関等との連携.....	44
3 安来市地域自立支援協議会の役割と連携.....	44
4 障がい者と障がいに関する広報の推進.....	44

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

安来市（以下、本市）は、平成16年の新市誕生を機に、これまで安来市、広瀬町、伯太町でそれぞれ進められていた障がい者施策を一体化し、平成20年度より「安来市障害者基本計画」を策定し、障がい者に関するさまざまな取り組みを進めてきました。

平成18年度より施行された障害者自立支援法への対応を図るとともに、平成23年度には第3期安来市障害福祉計画を策定し、障がい者福祉などの一層の充実に向け取り組んでいるところです。

しかし、近年、社会情勢のめまぐるしい変化や、地域社会の多様性を背景に、障がい者施策を取り巻く状況は、大きく変化しています。

わが国では国際障害者年(昭和56年)を機に、障がい者施策を計画的に展開し、さまざまな取り組みが進められてきました。

島根県では平成15年に「島根はつらつプラン」を策定し、計画に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働等幅広い施策分野にわたり、障がい者施策の推進に努めてきました。

近年では、「障害者自立支援法」が平成18年に完全施行され、障がい種別に関わらないサービスの提供、身近な市町村による一元的なサービス提供など、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しました。さらに、平成23年には「障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」、平成24年には「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立するとともに、「障害者自立支援法」の改正により「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が成立し、障がい者の範囲に難病等が加えられるなど、新たな取り組みが求められています。

また、「障害者の権利に関する条約」の締結に向け、「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」について検討がなされるなど、障がい者施策は大きな転換期を迎えています。

このような国、島根県の障がい者施策の改革に対応し、平成24年度で終了した計画の検証を行い現状と課題を踏まえて、平成25年度からの新しい計画を策定するものです。

2 計画の目標と基本理念

障がいのある人もない人も、ともに社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある人が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民とともに支え合う地域社会を実現することを目標とします。

目 標

地域の住民とともに支え合う地域社会の実現

基本理念

- ① **お互いを理解し、一人ひとりを尊重するまちづくり**
すべての人が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるまち
- ② **障がいの有無にかかわらず、人権をまもるまちづくり**
すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するまち
- ③ **身近な地域で必要な相談と支援が受けられるまちづくり**
可能な限りその身近な場所において必要な相談や支援が受けられるまち
- ④ **ともに学び、ともに働くまちづくり**
誰もが地域の学校で学べる環境、社会参加、生きがいづくりの機会があるまち
- ⑤ **住みたい場所で、地域の人と共生するまちづくり**
どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人びとと共生できるまち
- ⑥ **さまざまなバリアフリーを実現するまちづくり**
障がいのある人の活動に障壁(バリア)となる、物理的、制度的、文化・情動的、意識的な障害が少ないまち

3 計画の位置づけ

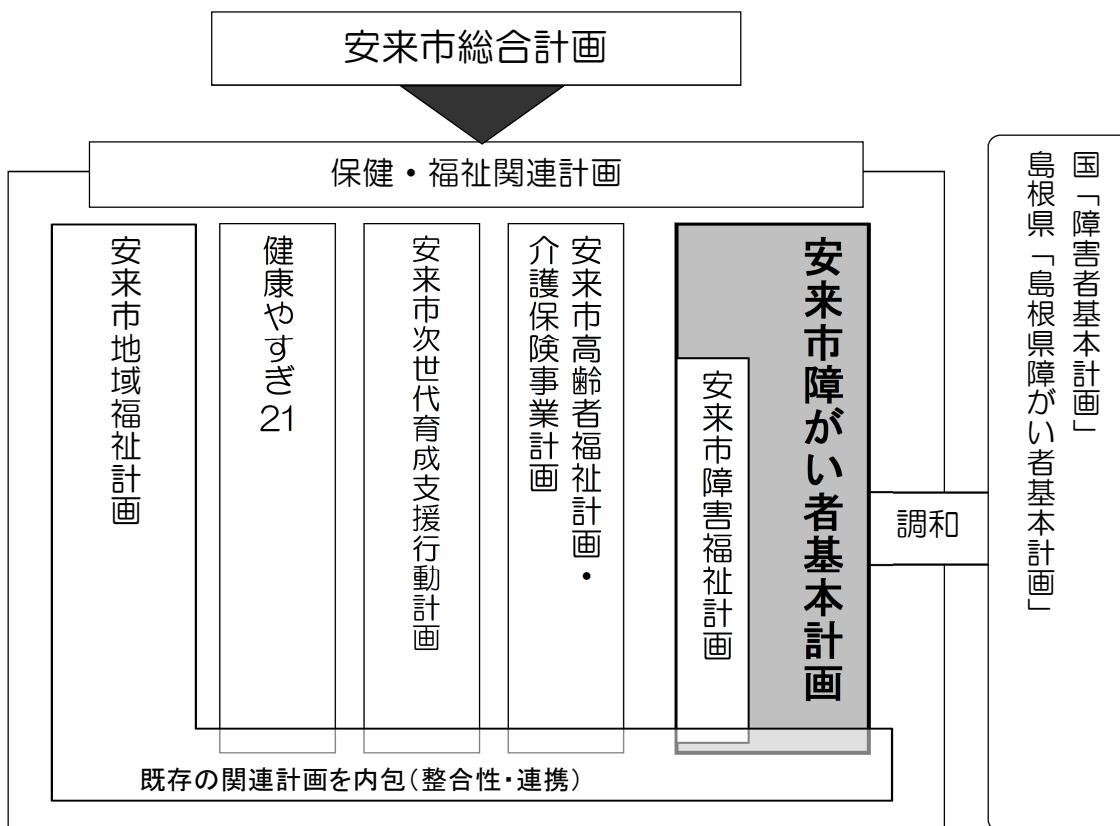
(1) 法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項の「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。」に基づく「市町村障害者計画」として策定したものです。

(2) 関連計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画」、島根県の「島根県障がい者基本計画」を踏まえ、また「安来市総合計画」をはじめとする他の関連する諸計画との整合性を保ちながら、本市における障がい者施策に関する基本的な指針を定めます。

さらに、平成24年度に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正されたことを受け、「安来市障害福祉計画」の見直しを行う際には、整合性を図るものとしします。



4 計画の対象

本計画は、障がい者や発達障がい者、難病患者、及びその家族、介助者を主な対象とします。ここでいう「障がい者」とは、障害者基本法第2条で定められているところの、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。

また、「社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」等、障がい者や障がい者を取り巻くあらゆる環境、地域社会、その家族の抱える問題など、生活全般にわたる、まちづくり全体のあり方も対象とします。

5 計画の期間

本計画は、平成25年度から平成29年度の5年間の計画とします。また、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に対応するために、必要に応じて見直しを行います。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、サービス等を利用する障がい者等の需要を適切に把握するとともに、障がい者等や関係者の意見を反映するため、障がい者アンケート調査をはじめ、関係団体調査や安来市障がい者基本計画策定委員会を開催しました。

（1）安来市障がい者基本計画策定委員会の開催

本計画を策定するため、市職員、社会福祉施設代表、障がい者団体代表等の関係機関・団体で構成される「安来市障がい者基本計画策定委員会」を開催しました。委員会は計4回開催され、計画策定に向けて多角的な審議を行いました。

○委員会開催日

第1回策定委員会	平成24年 8 月30日
第2回策定委員会	平成24年11月26日
第3回策定委員会	平成25年 1 月30日
第4回策定委員会	平成25年 3 月21日

(2) 安来市第2期障がい者基本計画策定のためのアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者手帳をお持ちの方や障がい者福祉制度を利用されている方の意見をうかがい、第2期の「障がい者基本計画」に反映できるよう、障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査対象者	市内在住の障害者手帳所持者
配布方法	郵送による配布回収
調査期間	平成24年9月
配布数	1,000件
回収数	657件
有効回収数	657件
回収率	65.7%

(3) 安来市障害者基本計画見直しのための団体等アンケート調査の実施

日ごろから地域において障がいのある方の生活等の支援をしている、関係団体等に対して、アンケート調査を実施しました。

調査実施団体名
安来市手をつなぐ育成会
のんびり学習会
やすぎ地域家族会
明日を育てる会
安来市身体障害者福祉協会

第2章 安来市の現状について

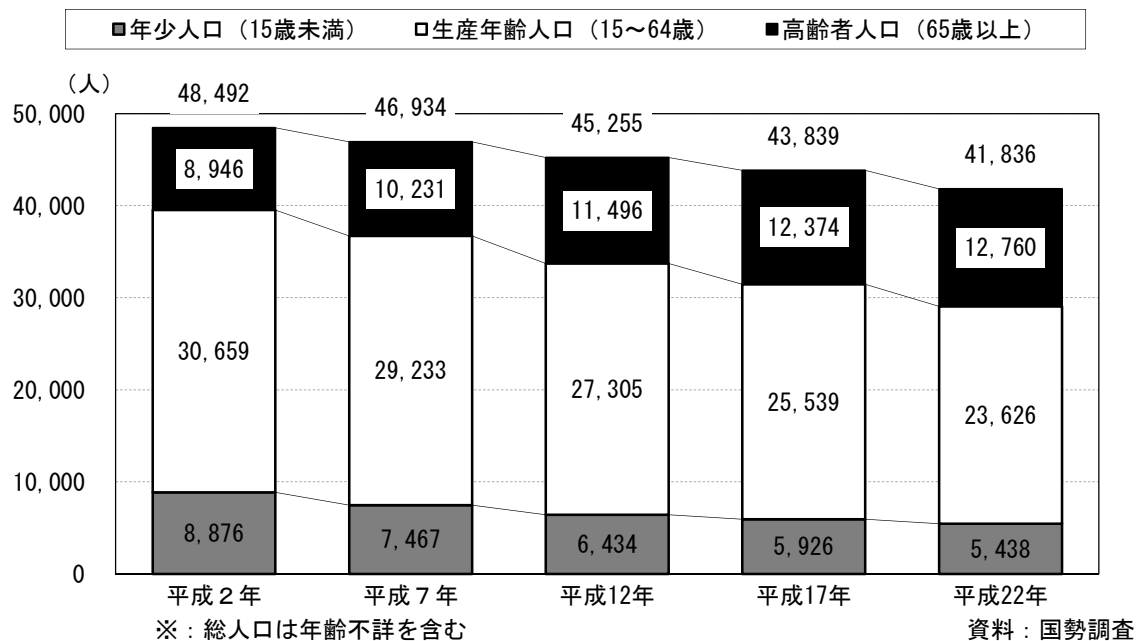
1 総人口の状況

(1) 総人口の推移

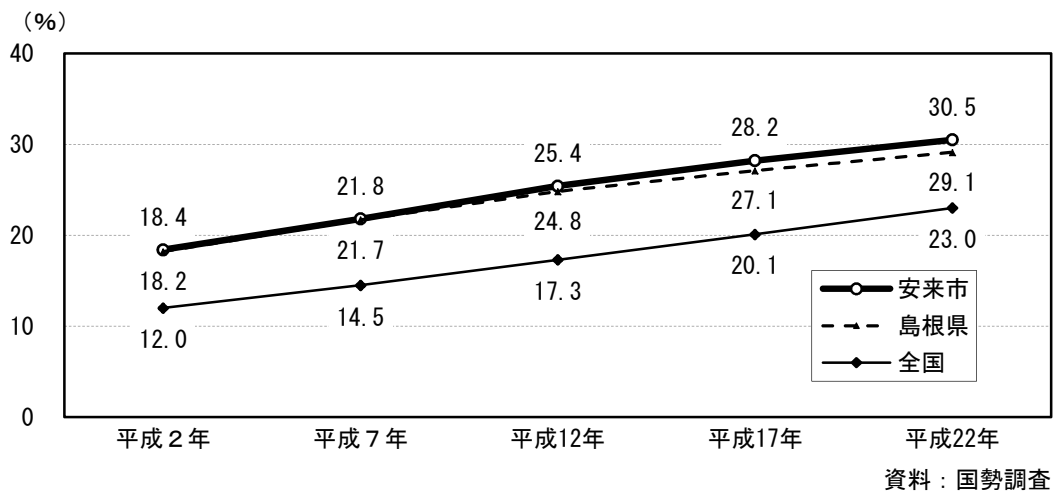
人口は減少傾向となっておりますが、高齢者人口は増加しています。

高齢化率は島根県平均とほぼ同様に推移してきましたが、ここ10年ほどは、県よりもやや先行して上昇しています。

■人口の推移



■高齢化率の推移

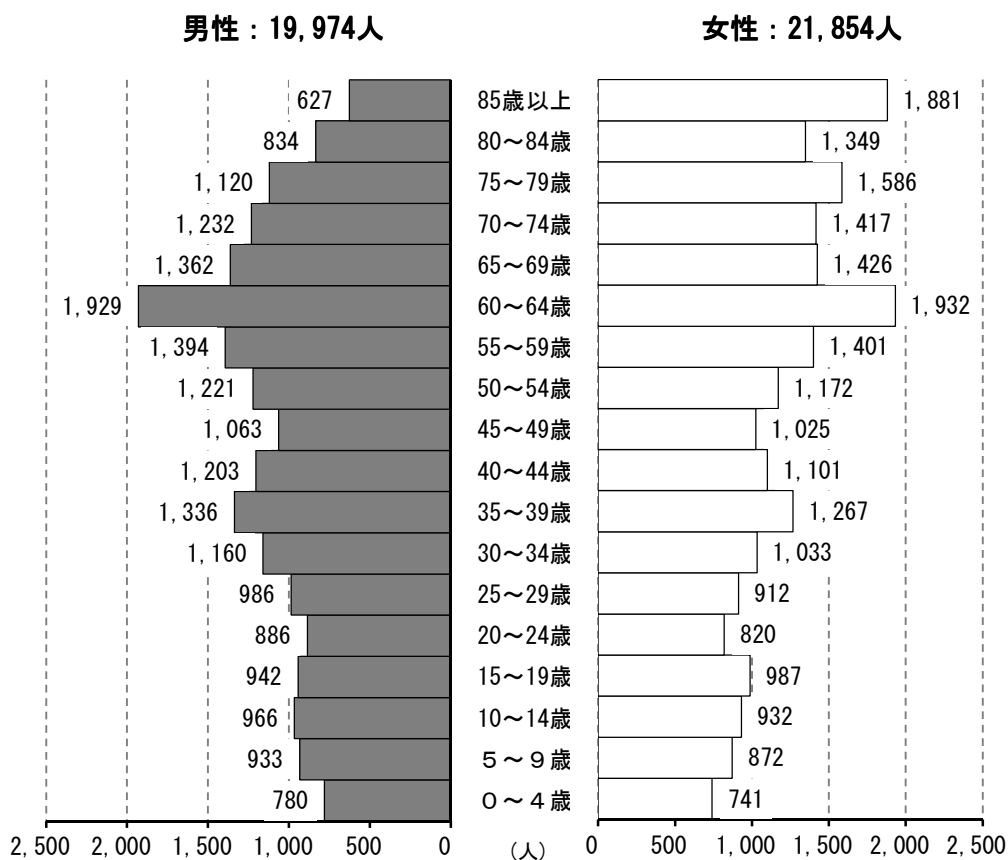


(2) 人口の現況

人口の年齢別の構成比を見ると、「団塊の世代」といわれる最も人口の多い年代が60～64歳に達しています。

本計画期間においてはこの人口が高齢化することから、高齢化率のさらなる上昇と、身体障がい者の急増が予想されます。

■人口ピラミッド（平成24年10月現在）



資料：住民基本台帳

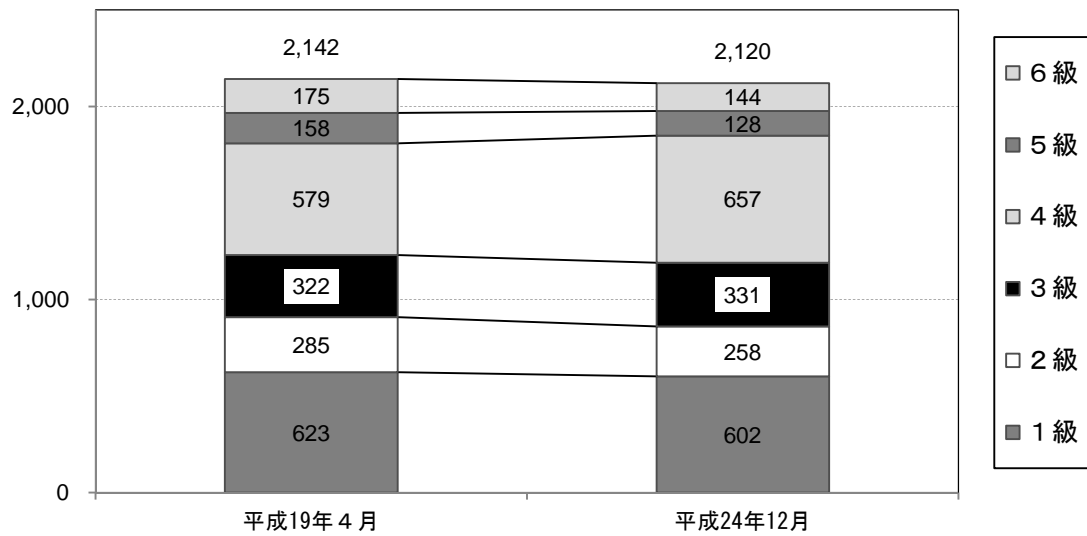
2 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は、5年前と比較してほぼ横ばいで推移しています。等級別の内訳を見ると、3級、4級の人数が増加しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

(人)



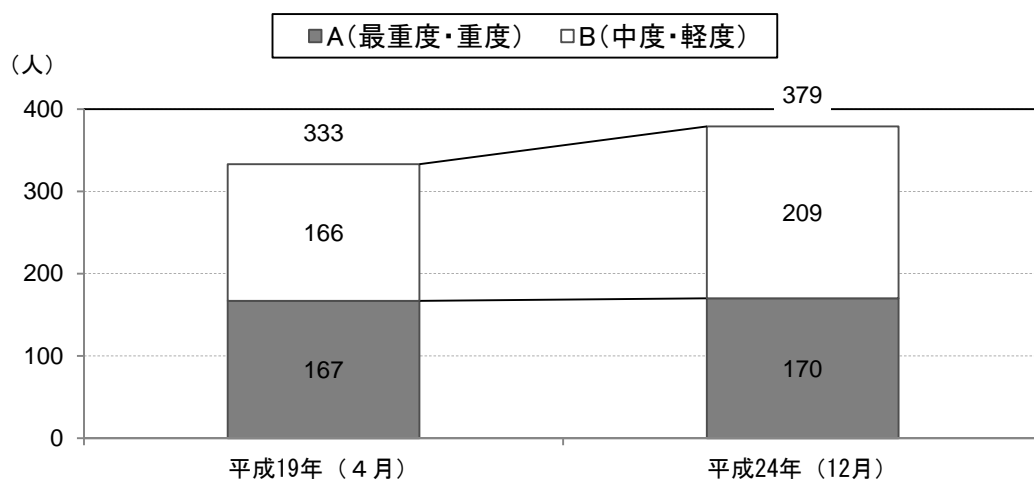
資料:福祉課

(2) 療育手帳所持者

療育手帳の所持者数はこの5年間で増加しています。

中度・軽度の人が増加しており、最重度・重度の人は横ばいとなっています。

■療育手帳所持者数の推移



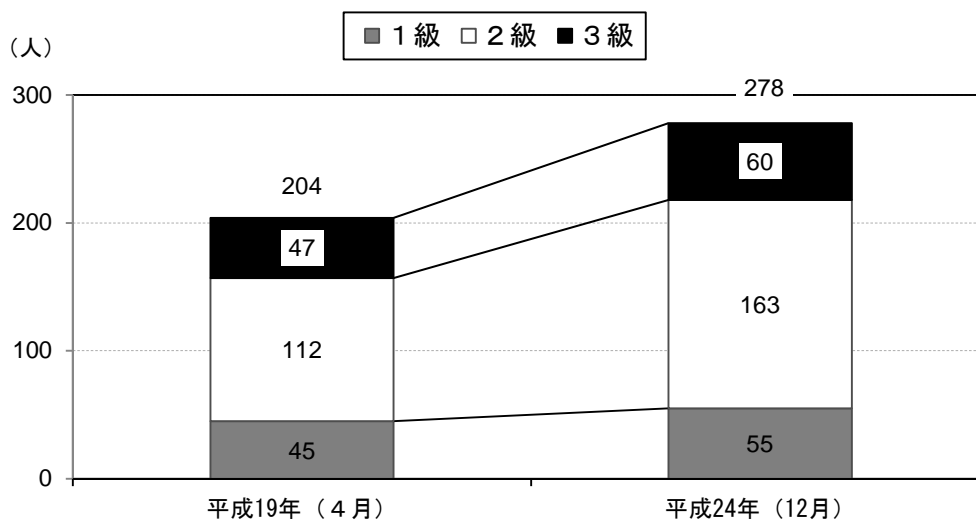
資料:福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。特に2級、3級が増加しています。

上昇傾向は続いており、今後とも増加することが考えられます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料: 福祉課

(4) 難病患者の状況

安来市の特定疾病医療受給者証明書所持者は305人で、そのうち65歳以上の高齢者では合計141人となっており、半数近くを占めています。

■安来市特定疾患医療受給者証明書所持者数(平成24年10月) (人)

年齢区分	人数
40歳未満	39
40～64歳	105
65～74歳	65
75歳以上	96
合計	305

資料: 松江保健所

3 障がい児等の状況

(1) 乳幼児健康診査の受診状況

乳幼児健診の受診はいずれの健診においても受診率が9割を超えています。

■乳幼児健康診査の受診状況 (人)

		乳児一般健診	4か月児健診	9か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
平成22年度	対象者数	325	347	323	287	344
	受診者数	309	334	294	284	322
	受診率	95.1%	96.3%	91.0%	99.0%	93.6%
平成23年度	対象者数	259	292	330	341	318
	受診者数	242	285	300	322	304
	受診率	93.4%	97.6%	90.9%	94.4%	95.6%

資料：子ども未来課

(2) 障がい児保育の状況

平成24年度では実施箇所数が6か所と平成23年より1施設少なくなっていますが、実利用人数は横ばいとなっています。

■障がい児保育の状況 (人)

	実施箇所数	実利用児童数
平成23年度	7	11
平成24年度	6	11

資料：子ども未来課

(3) 特別支援教育の状況

①特別支援学級

特別支援学級として設置されているのは、平成24年度で小学校に28学級60人、中学校では9学級23人となっています。

■特別支援学級の状況 (箇所、人)

	小学校		中学校	
	学級数	児童数	学級数	生徒数
平成24年度	28	60	9	23

資料: 学校基本調査(各年度5月1日)

②特別支援学校等への就学状況

平成24年では小学部に14人、中学部に7人、高等部に26人の就学者があります。

■特別支援学校等への就学状況 (人)

	小学部	中学部	高等部
平成24年度	14	7	26

資料: 安来市教育委員会

4 障がい者雇用の状況

(1) 企業における障がい者雇用の状況

■企業における障がい者雇用の状況

企業数(社)	常用労働者数(人)	障がい者数(人)	実雇用率(%)	法定雇用率達成企業数(社)	達成割合(%)
30	5,253	87.5	1.67	19	63.3

資料:厚生労働省島根労働局(平成24年6月1日)

(2) 市役所における障がい者雇用の状況

■市役所における障がい者雇用の状況

職員数(人)	障がい者数(人)	実雇用率(%)
431	9	2.09

資料:厚生労働省島根労働局(平成24年6月1日)

5 主な関連施策の実施状況

本計画の策定にあたり、前期計画に基づき実施してきた関連施策について、庁内事業調査を行いました。

それぞれの施策に沿い、福祉・保健事業だけではなく、さまざまな分野の事業において計画の理念を持って推進しています。

理解と交流の促進

(1) 広報・啓発の推進

- ・ 広報・啓発の推進、広報紙による啓発、地域交流会への後援、障がい者ふれあい作品展の開催

(2) 福祉教育の推進

- ・ 福祉体験等の実施(各学校で福祉施設との交流や体験学習)

(3) 地域福祉活動の促進

- ・ 共助の地域づくり
(意見交換会の開催、ボランティアフォーラムの開催、ボランティアフェスタの開催)

相談・情報提供体制の充実

(1) 相談事業の充実

- ・ 相談支援事業所の充実、相談支援事業所定例会の開催、地域自立支援協議会の開催

(2) 情報提供の充実

- ・ 広報紙による情報提供、市のホームページによる情報提供、ガイドブックの作成

ライフステージに対応した支援の充実

(1) 早期発見・早期療育の推進

- ・ 4か月児健診・9か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診
(診断により対応が必要と認められた場合は、医療機関や発達クリニックへ紹介)
- ・ 発達クリニック、個別相談(個別指導)、こんにちは赤ちゃん訪問、養育支援訪問事業、発達支援ルーム

(2) 就学前療育・学校教育の充実

- ・ 保育施設の充実、職員研修の充実、就学指導委員会開催、特別支援教育コーディネーター会、特別支援教育研修会

(3) 雇用・就労の促進

- ・ 企業に対する雇用の啓発(パンフレット、ポスター配布)、進路指導体制の充実(就労支援、進路相談会など)、ジョブコーチ派遣制度の普及・啓発
- ・ 障がい者の職業的自立の推進(安来市観光交流プラザ喫茶室、観光施設等において市内の障がい者施設で作られた商品の販売など)
- ・ 就労相談への対応、産業サポートネットやすぎで梨の木園の新商品開発の支援、福祉サービス説明会の開催、インターンシップ事業(就業実習・実習体験)

(4)円滑な地域生活の促進

- ・ 日中一時支援事業の実施、就学前障がい児一時預かり

(5)スポーツ・文化活動の充実

- ・ 障害者スポーツ大会

福祉施策の充実

(1)障害福祉サービスの充実

- ・ 訪問入浴サービス事業、障がい者の旅事業の実施
- ・ 放課後等デイサービス事業の実施

(2)権利擁護の推進

- ・ 成年後見制度利用援助事業

(3)生活安定施策の充実

- ・ 各種助成の周知

保健・医療の充実

(1)予防・早期発見・早期治療の推進

- ・ 特定健診・保健指導、がん対策、糖尿病対策、歯科対策、住民組織活動

(2)精神保健対策の推進

- ・ 地域連携パス検討委員会、安来市地域医療連携協議会

(3)医療体制の整備

- ・ 在宅当番医制事業、診療所設置事業、福祉医療費助成制度、乳幼児等医療費助成制度

住みよいまちづくりの推進

(1)住環境の整備

- ・ 住宅の各種支援制度(住宅リフォーム助成)
公営住宅整備(高齢者等に配慮した設計)

(2)移動・交通手段の充実

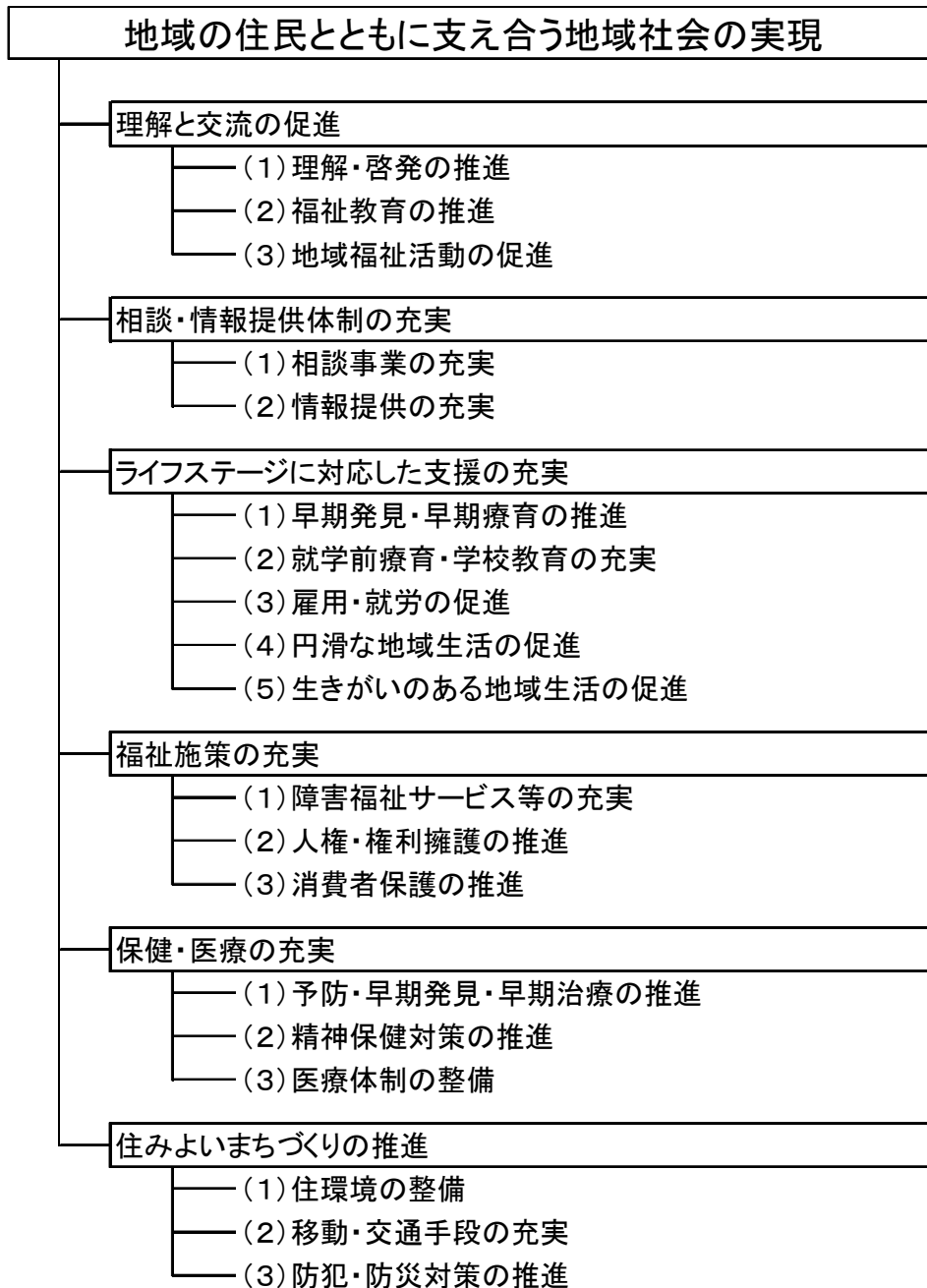
- ・ 移動支援事業の実施、自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得費助成事業
- ・ 広瀬地区まちづくり事業・今津下坂田線道路改良事業・市道整備(歩道の拡幅・新設カラー舗装など)

(3)防犯・防災対策の推進

- ・ 防犯・防災対策の普及推進、防災訓練への参加促進、災害時要援護者の迅速な救助(災害時等要援護者リストの作成)、ボランティアの受け入れ・派遣体制の確立、消費生活トラブルの防止

第3章 基本施策

◆施策体系



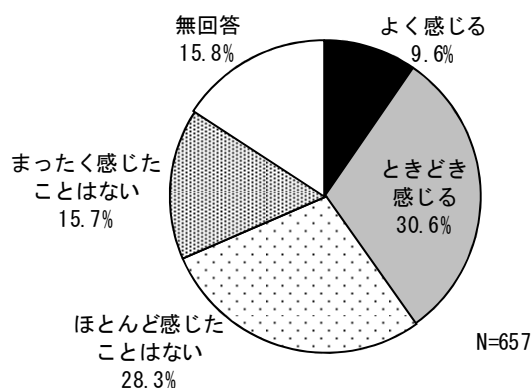
1 理解と交流の促進

アンケートの結果から

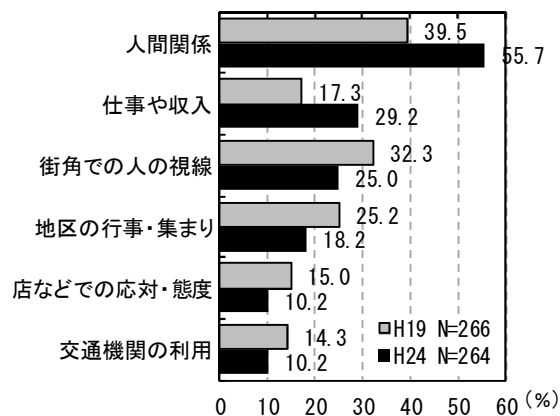
地域で偏見を感じている人は、約4割となっています。感じている人の内訳を平成19年度調査と比べると、街角などの地域の中の偏見は減少し、人間関係や収入面など、日常生活の中の関係に推移しています。

地域との交流については、約半数が「ある」としている一方、約4割は地域の人と接する機会が少ない結果となっています。

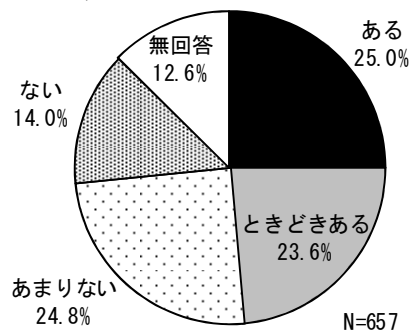
◆差別や偏見、疎外されていると感じるときはありますか



◆どのようなときに差別や偏見、疎外されていると感じましたか



◆自身が住んでいる地域の人びとと接する機会がありますか



(1) 理解・啓発の推進

障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、ともに地域で暮らすためには、障がいに関する周囲の理解がとても大切です。

ノーマライゼーションの理念を広く市民や行政関係者、サービス事業者等の関係機関に浸透させていくための啓発活動の充実を図ることで、互いに理解を深めていくことが求められています。

啓発活動の充実により、障がいのある人が地域で普通に暮らすための基礎作りを進めます。

①行政、関係機関における意識の向上

障がい者に直接関わる機会の多い行政・サービス事業者等については、意識の向上や理解を深めるため、研修や啓発の促進を図ります。

②障がい者関係団体による啓発活動の促進

障がいに関して、広く市民の理解を深めるために、障がい者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。

③障がい者啓発事業の開催

障がいに関する正しい知識・理解を広めるため、人権施策担当課と連携し市民への啓発活動に努めます。

④「障害者週間」等の啓発活動の推進

障害者週間（12月3日～9日）や、人権週間（12月4日～12月10日）、障害者雇用支援月間（9月）の期間を活用し、障がい及び障がい者への理解を深めるための啓発活動・行事等を支援します。

⑤発達障がいや難病等への理解の促進

内部障がいや学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、自閉症等の発達障がいなど、一般に理解の進んでいない障がいについても理解の促進に努めます。

また、日常生活に支障がある難病患者に対する理解と支援の促進に努めます。

⑥各種イベントや催しにおける啓発活動の推進

市内で行われる各種のイベントや催し、大会などにおいて、障がいのある人の参加に配慮するとともに、障がいのある人への理解を深めるための啓発の推進に努めます。

(2) 福祉教育の推進

地域や学校において、日常生活に支援の必要な人への福祉の心を醸成することが求められています。

地域で障がいのある人や発達障がい者、難病、その他の支援の必要な人がいることをあたりまえのものとするノーマライゼーションの地域づくりに向けて、広く福祉体験やふれあいの場を設けて、経験と実感を得られる福祉教育を推進します。

また、障がいのある人が地域の中で楽しみや生きがいを分かち合えるよう、障がいのある人の地域参加体験も福祉教育の一つと位置づけ、お互いにふれあい、学びあいながら、誰もが生き生きと暮らせる地域づくりを目指します。

①学校における福祉体験等の推進

学校教育においては、さまざまな交流活動や疑似体験、障がい特性を理解する授業等を実施します。これらの取り組みを通して、障がいのある人びとや高齢者とのふれあう機会を拡充し、ともに支え合っていこうとする福祉の心を培っていきます。

②ふれあい・体験の場づくりの充実

小学校・中学校において各種福祉体験活動や福祉施設の見学などの交流活動を充実し、障がい及び障がい者に対する理解を促進します。また、障がいのある人もない人も誰もがいつでも集い、交流できる場づくりを進めます。

③参加のしやすい地域行事の開催

地域行事（祭り、運動会等）や市民講座やスポーツ大会等、市民参加型の事業に障がいのある人びとが参加しやすくなるように、障がいのある人も参加できる内容を盛り込む等の改善に努めます。

④人権教育の推進

障がいに関する問題をはじめ、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会等の定期的な開催に努めます。また、講演会等の活動を行う際には、それらの周知に努めます。

(3) 地域福祉活動の促進

障がい者を取り巻く情勢の変化や、市民一人ひとりの価値観の多様化により、障がいのある人や日常生活に支援の必要な人への支援にも、さまざまな活動や連携が求められています。支援ニーズと必要な支援を提供する活動団体等とのコーディネート機能の強化や、団体間の情報交流、連携により、より効果的な活動が展開される基盤づくりが求められます。

また、必要な技能や経験を得るための支援も、さまざまなニーズに対応するために必要であり、人材育成や新たな人材の掘り起こしが必要です。

①相談活動の充実及び周知

身体障害者・知的障害者相談員や民生委員・児童委員等による相談活動の充実を図るとともに、それらの活動の周知を図ります。

②障がい者団体活動の支援

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の当事者、家族会といった障がい者福祉に関する団体等の組織強化や自主的活動を支援し、活動の活性化を促進します。

③ボランティア活動の活性化

ボランティア活動に関する情報提供等により、市民のボランティア活動への参加を促進します。また、ボランティア団体の活動が円滑に進められるよう、支援に努めます。

④ボランティアの育成

手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座等を実施し、障がいのある人の円滑な意思疎通に必要な手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成します。

⑤ボランティアのネットワーク体制づくり

ボランティア活動の振興を図るため、ボランティア団体同士のネットワークの体制づくりを進め、活動における情報の共有や、ボランティア活動への積極的な参加促進を図ります。

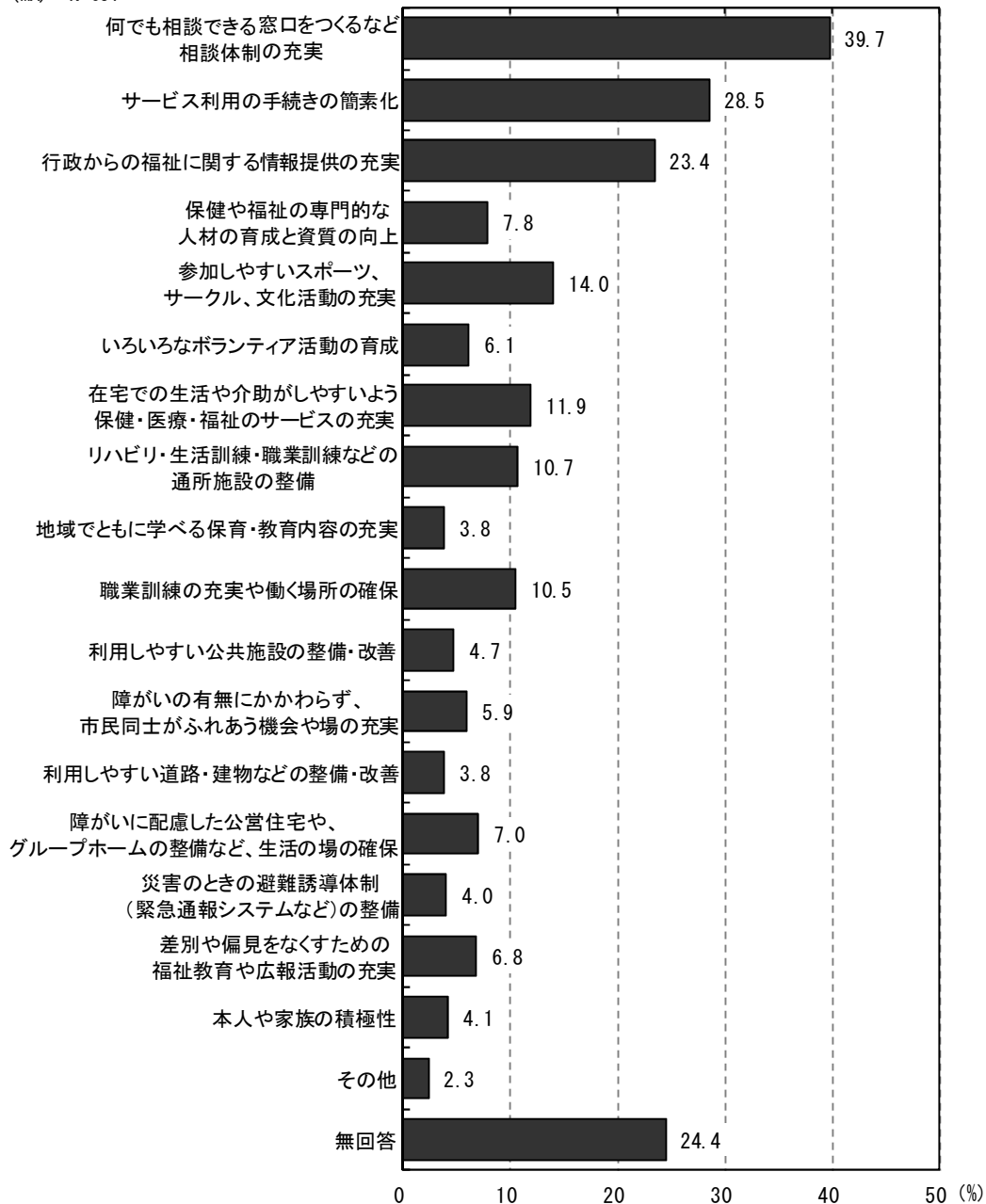
2 相談・情報提供体制の充実

アンケートの結果から

障がいのある人が住みよいまちをつくるために必要と思っていることでは「相談窓口の充実」「手続きの簡素化」「情報提供の充実」が上位項目となっています。

◆住みよいまちをつくるために必要なこと

(MA) N=657



(1) 相談事業の充実

障がいのある人は、日常の生活の中で、不便や不安を感じています。自立した生活の実現を支援するためのさまざまな取り組みが必要です。

障がいのある人のさまざまな相談に対応できるよう、専門機関との連携を図るとともに、民生委員・児童委員などの身近な地域の団体・組織の協力による相談支援体制の充実が必要です。

①相談支援事業の推進

相談支援事業者と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談対応、専門機関への紹介等、ライフステージで途切れることのない、総合的な相談の行える体制づくりを進めます。また、福祉サービスの調整を図る援助者や、就労や心理等の専門的な相談に応じられ、助言等を行える体制の整備に努めます。

②窓口の明確化

相談や各種申請の受付・手続において、利用者にとってわかりやすいように、窓口のあり方や表示方法を検討し、情報提供に努めます。

③地域自立支援協議会による相談支援体制の強化

地域自立支援協議会において相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方、相談支援専門員の資質向上のための協議を行い、相談支援体制の整備を図ります。

④相談支援事業者による相談支援体制の定着

相談支援事業所は、障がい者（児）の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けた、きめ細かい支援を行うためにサービス利用計画の作成を行い、各障害福祉サービス事業所等関係機関や民生委員・児童委員と連携しながら、地域生活の相談支援の充実を図ります。

(2) 情報提供の充実

障がいのある人が必要なときに、必要な情報を、必要なだけ得られるよう、情報バリアフリーの推進を図るため、さまざまなメディアを活用した情報提供を行っていくことが必要です。

個々の障がいの特性に配慮し、どのような情報伝達手段が適切か、普及・研究を進めるとともに、ICT*等の活用を進めることが必要です。

①広報紙等の充実

障がいのある人それぞれが必要とするサービスを選択し利用することができるよう、本市が実施している障がい福祉サービスや地域生活支援事業をはじめとする各種サービス・制度について、市の広報紙等の刊行物やホームページ、行政告知端末などを活用した情報提供を進めます。

②情報提供手段の充実

ボランティア団体等との連携により、点字、手話、要約筆記などの情報提供に係る事業の充実を促進します。また、障がいのある人の社会参加を促進するための事業・イベント等の機会について、これらの周知を強化します。

③障がいのある人びとを支える関係者への情報提供の充実

障がいのある人びとに対して、障がいに応じた情報が届くように、家族、保護者、介助者、障がい者団体、医療機関、学校、自治会等の関係機関・団体への情報提供の充実に努めます。

④情報バリアフリーの推進

障がいのある人の社会参加をはじめ、誰もが活用できるわかりやすい情報提供のあり方について、研究、普及を図ります。情報の提供にあたっては、インターネットやモバイル機器等のICT*機器の利用促進を図るため、それらの活用力を向上させるための支援を推進します。

* ICT：情報通信技術（Information & Communication Technology）コンピュータやインターネットなどの技術を活用して、情報の交流を促進する。

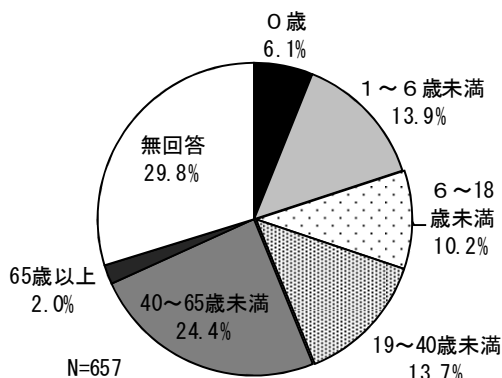
3 ライフステージに対応した支援の充実

アンケートの結果から

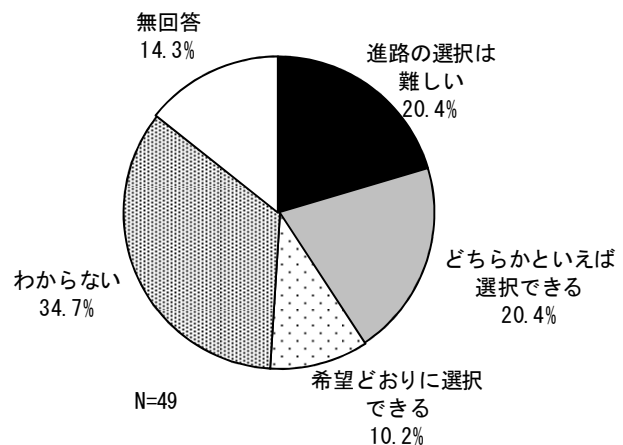
障がいが発生した年齢を見ると、6歳未満が約2割を占めています。乳幼児期の健診による早期発見・早期療育が重要となる結果となっています。

学校教育では、希望する進路に対して、「選択できる」「わからない」がそれぞれ約3割、「難しい」が約2割となっており、進学や就業などにおいて、選択が難しいことを示しています。また、通学していて感じることは、「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」や「通学に時間がかかる」が上位項目となっています。

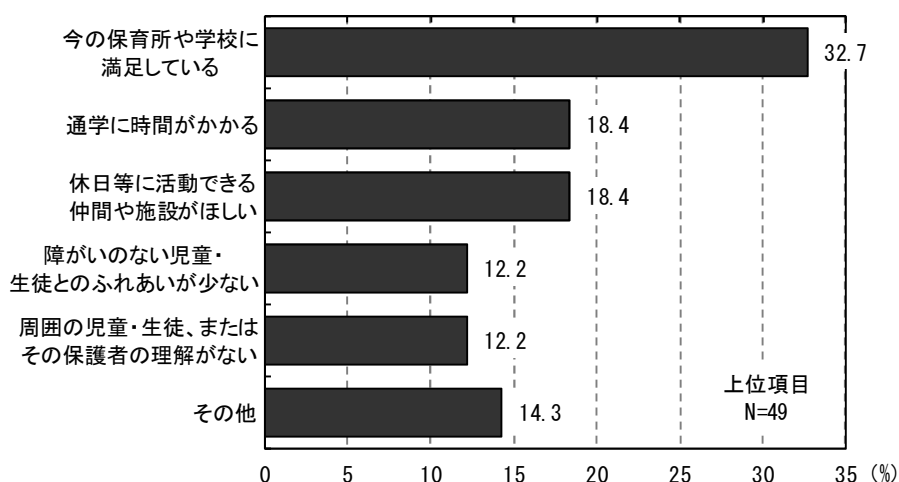
◆何歳頃障がいが発生しましたか



◆希望する進路が選択できていますか



◆通所・通学していて、感じていること

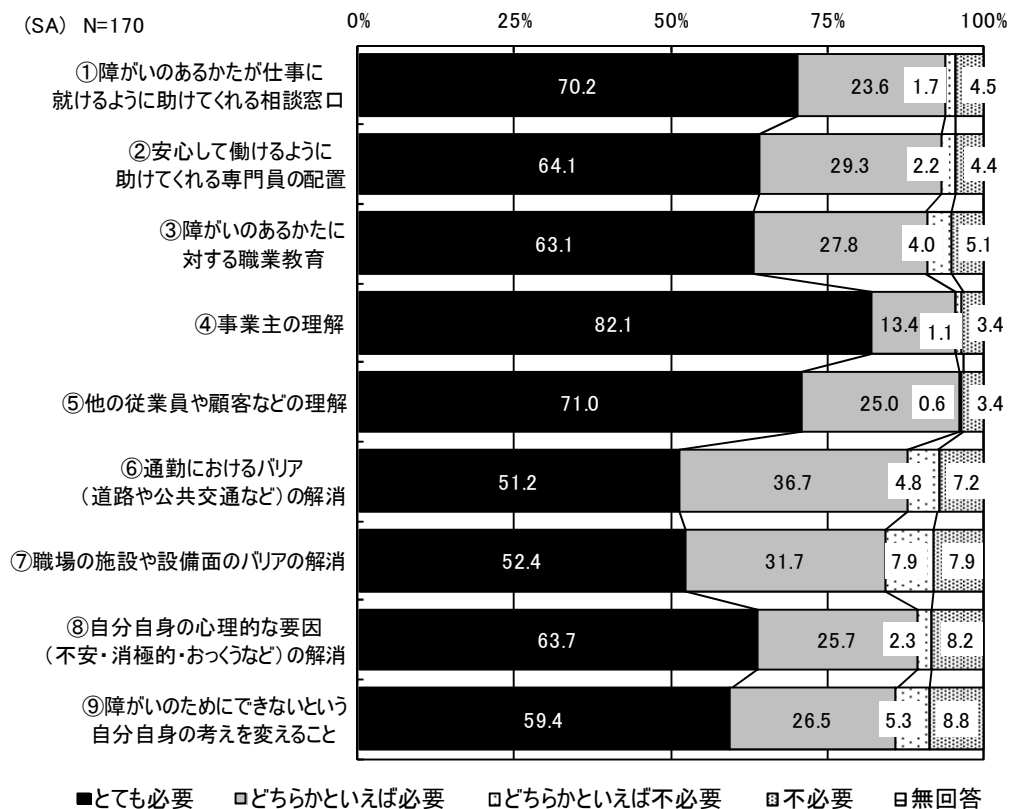


仕事に就くために必要なことでは、「事業主の理解」が95%を超えています。

そのほかにも、「相談窓口」や「従業員・顧客の理解」では約7割がとても必要としているなど、職場全体の理解と相談支援が重要となっています。

また、「自分自身の心理的な要因」も比較的重要度が高いことから、就業意欲を高めるための就業支援などに取り組む必要があります。

◆仕事に就くために必要なこと



(1) 早期発見・早期療育の推進

本市では、母子保健対策として、妊婦・乳児健康診査や新生児・乳幼児訪問指導、4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施し、障がいの早期発見や発達に関する相談や情報提供を進めています。

引き続き、各種健康診査や健康教育等を通じて、障がいの予防と早期発見を推進するとともに、療育へつなげるための保健・医療・福祉の連携を強化することが必要となります。

また、発達障がい等の専門的な支援やサービスなどに対応できる療育体制の充実も必要となっています。

①障がいの早期発見・早期療育

乳幼児健康診査をはじめとする母子保健事業の充実や関係機関との連携を深めることにより、障がいを予防・早期発見し、適切な医療や専門的な療育へつなげていく体制づくりを進めます。

②事後指導の充実

各種健康診査の結果により、事後指導の必要な人には健康教育・健康相談などの充実を図り、疾病の予防に努めます。

③療育体制の充実

障がいのある乳幼児が早期段階から障がいや発達の状況などに応じた療育指導が受けられるよう関係機関との連携による情報交換や協力体制づくりを推進します。

(2) 就学前療育・学校教育の充実

障がいの内容が、多様化・複雑化している中、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を図るためには、就学中はもちろん、就学前から卒業後に至るまで一貫した支援体制が必要となっており、各分野の関係機関が連携し、包括的な支援が求められています。

また、子どものころから障がいの有無に関係なく一緒に保育・教育を受けることで、互いの存在を認め合う心が育まれていきます。そのため、保育・教育を受ける上で、障がいの有無に関係なく、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく生きることができ環境を整えることが大切です。

①保育施設の充実

障がいのある乳幼児が安全に安心して保育を受けられるよう、市内の保育所・幼稚園の施設の充実に努めます。

②職員研修の充実

障がい児の健やかな発達を支援できるよう、保育士の専門性の向上を図るための研修の充実に努めます。

③就学相談体制の充実

就学前児童一人ひとりに、適切な相談と就学指導をするために、就学前健診や就学指導委員会による調査、教育相談を実施します。

④特別支援教育の推進

市内の幼稚園、小・中学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターの配置など、特別支援教育体制等の整備を推進します。

⑤教職員の資質の向上

教職員に対して、特別支援教育に関する各種研修への参加を促進し、教職員の指導力や専門性の向上を図ります。また、医療・教育等関係者による教職員への相談支援を推進します。

⑥進路指導の充実

障がい児が幅広く進路を選択できるように、進路指導者を中心にした関係機関との連携を推進します。

⑦学校生活におけるバリアフリーの推進

障がい児の学習環境を整えるため、施設のバリアフリー化に努めます。また、障がいのある子どもとない子どもの心理的バリアを解消するため、ともに学び、ふれあう機会を設けます。

⑧移動手段の充実

イエローバスの利便性の向上や移動支援事業などの推進により、円滑な通所・通学における移動手段の充実に努めます。

⑨インクルーシブ教育システム^{*}構築の推進

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を推進することができるよう、本人や保護者の希望に添い、できる限り地域の子どもたちと同じ場で学ぶことができる教育を推進するとともに、そのための学校における相談・支援体制の充実に努めます。

⑩教育現場における合理的配慮^{*}の推進

障がいのある子どもが教育等の現場で、地域の子どもたちとともに学べるよう、人員配置や授業の進め方、教材の工夫など、できる限りの配慮を行います。

^{*} インクルーシブ教育システム：障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組み。

^{*} 合理的配慮：障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享受し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(3) 雇用・就労の促進

障がいのある人が、職業生活において自立することの意義は極めて大きいものがあります。

本市では、働く意欲があっても就労に結びつかない障がいのある人を支援するため、関係機関と連携を密にしながら、就労の確保に努めています。

障がいのある人が、その意欲や適性、能力に応じて就労できるよう、職業能力開発の機会と職場適応の機会の確保を図るとともに、企業や事業所などの障がい者雇用に関する理解を促進することが重要です。

①企業に対する雇用の啓発

公共職業安定所との連携のもと、企業や事業主に対して、「特例子会社制度」や各種助成制度の周知及び活用の促進を図ります。

公共職業安定所等との連携を深め、企業の障がい者の雇用に関する相談に対応できる体制の充実を図ります。

②進路指導体制の充実

事業所、特別支援学校（養護学校）等との連携を深め、事業所見学や就労体験などを通じて障がいのある人の就労支援を推進します。

③ジョブコーチ派遣制度の普及

職場において、職場適応援助者（ジョブコーチ）助成金制度の周知を図るとともに、ジョブコーチの利用を積極的に推進し、障がいの特性を踏まえた専門的な援助を行い、職場への定着を支援します。

④障がい者の職業的自立の推進

一般就労へ向けて、就労移行支援や就労継続支援を通じた就労の機会の提供や一般就労に必要な知識や能力の維持・向上に向けた支援を行います。

障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）や障害者インターンシップ事業などを活用し、公共職業安定所や事業所と連携して障がい者を一定期間試行的に雇用する機会を提供し、本格的な雇用に向けた支援を行います。

⑤就労相談への対応

公共職業安定所等と連携を図り、就職前から就職後のフォローまで、一貫した適切な相談・助言体制の充実を図ります。

⑥多様な働き方への対応

働く機会の充実に努めるとともに、障害者就労支援事業などにより、障がいのある人の就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

⑦福祉的就労の充実

障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、工賃の確保も視野に入れながら、ニーズにあった創作・生産活動の機会の提供、充実を支援します。

⑧障がい者優先調達促進

障がい者の働く職場等からの優先調達について、普及・啓発を図るとともに、庁内の調達について優先調達の配慮に努めます。

(4) 円滑な地域生活の促進

障がい福祉サービスは、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、障がいに応じた地域生活の場が確保されることが重要です。

障がいのある人が自分のライフスタイルを主体的に選択し、利用できるような多様な生活の場の提供が求められています。

①日中一時支援事業の充実

在宅の障がい者、障がい児及び介護者負担を軽減するために、日中一時支援事業の利用しやすい環境作りに努めます。

②日中活動の場の充実

地域生活支援センターをはじめとする、障がい者が活動する場となる各種サービスの充実を図ります。

③地域における住まいの充実

グループホーム、ケアホーム等の促進を図るとともに、対象となる障がいの種類に柔軟な対応ができるよう努めます。

また、公営住宅への障がい者の入居に対する環境について検討を進めるとともに、現在の住まいの改造の支援など、多様な住まいの充実に努めます。

(5) 生きがいのある地域生活の促進

障がいのある人が地域の活動などに参加することで、「生きがい」や「やりがい」を感じることができるよう、障がい者団体の活動やボランティア団体の活動の支援とともに、地域行事やボランティア活動への積極的な参加を促すことが大切です。

また、潤い豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動などへの参加を促進し、障がいのある人の地域の中での生きがいづくりを支援します。

①趣味や生きがい活動への参加の促進

障がいのある人が生き生きと生活できるよう、公民館講座や趣味作りを積極的に支援します。

②スポーツ・文化活動の充実

社会参加の促進を図る事業として障害者スポーツ大会を年1回開催します。障がい者スポーツ事業の推進と、障がい者をはじめ広く市民の参加を促す啓発・広報活動の積極的な推進を図ります。

③既存事業への障がいのある人びとの参加促進

これまで実施している一般のスポーツ・レクリエーション・文化活動に、障がいのある人びとが参加しやすいように、場所や内容、情報交換等の充実に努めます。

④指導者の育成

地域における障がい者スポーツの指導的役割を果たすスポーツボランティアの人材育成に努めます。

⑤地域活動への障がいのある人の参加の促進

障がいのある人が地域の活動に参加することで、生きがいを持って生活ができるよう、ボランティア活動等への参加の促進を図ります。

⑥ふれあいの場づくりの促進

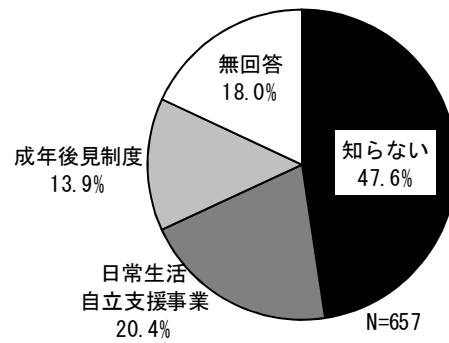
障がいの有無にかかわらず、地域での交流を進めるため、さまざまな文化・スポーツ大会、旅行、自治会活動などでのふれあいの場づくりを促進します。

4 福祉施策の充実

アンケートの結果から

権利擁護サービスについて「知らない」人が約半数を占めています。
障がいのある人、一人ひとりに必要なサービスの広報・啓発が必要です。

◆権利擁護サービスについて知っていますか



(1) 障害福祉サービス等の充実

障がい者やその家族が住みなれた地域や家庭で生活していく上で、障がい者の生活を支える各種福祉サービスは大切なものとなります。

障害者総合支援法や安来市障害福祉計画に基づき、障がい者が地域で自立した生活を送るために、障がいの種類や程度に応じた適切なサービスを受けられるように体制づくりを進めていくことが必要となります。

①各種福祉サービスの充実

障がい者及び家族が地域で安心して在宅生活を送れるよう、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援などの訪問系サービス、療養介護、生活介護、自立訓練などの日中活動系サービスの利用促進に取り組むとともに、サービスの質の向上が図られるよう事業者に対する助言等の支援を図ります。

②地域生活支援事業の充実

障がい者及び家族の地域生活を支えるため、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター、更生訓練費等給付事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業、訪問入浴サービス、成年後見制度利用援助事業といった地域生活支援事業の充実を図ります。

③障害者相談支援事業の充実

サービスの利用者が必要に応じて適切なサービスが受けられるように、相談支援事業所によるケアマネジメントの質の向上と人材確保に努めます。

④各種助成制度の周知

障がい者に対する税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度の周知を図り、経済的負担を軽減します。

(2) 人権・権利擁護の推進

障がい者の財産の保全管理や、円滑なサービスの利用における契約など、障がい者が一人の人間として生活していく上で、援助を行う必要がある対象者の早期発見と援助は、障がい者が地域で安心して暮らしていく上で必要なものです。

障がい者に対する権利侵害の防止と問題の早期発見のため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の関係機関の連携や、地域生活支援事業における相談支援事業の充実及び利用促進を進めます。

①権利擁護の推進

障がい者に対する虐待や暴力などについて、地域住民のネットワークづくりや、各関係機関・団体間における連絡調整を行うなど、虐待の防止・早期発見の体制づくりを進めるとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。

②成年後見制度等の普及促進

判断能力が十分でない人の財産や権利、金銭管理や福祉サービスの利用援助を支援する日常生活自立支援事業や成年後見制度等の情報提供に努めるとともに、法人後見人への支援、市民後見人の育成に努めます。

③社会制度などに対する合理的配慮

障がいのある人が社会の一員として、市民の権利を行使し、また義務を果たす上において、社会制度（選挙、司法、各種サービス利用）等における障がいに対し、合理的な配慮に努め、必要な支援を行います。

④インターネット等における人権の擁護

近年、インターネットにおけるソーシャルネットワーキングサービスやブログサイトにおいて、人権を傷つける行為も見られることから、ICTサービスにおける障がい者の人権擁護について啓発を進めるとともに、権利の擁護に努めます。

⑤虐待防止の取り組みの強化

障がい者への虐待を防止するため、安来市障がい者虐待防止センターにおいて、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応、継続した支援を行います。また、安来市地域自立支援協議会などの関係機関との連携を強化した支援体制づくりを推進します。

(3) 消費者保護の推進

近年、高齢者や障がい者を狙った消費者トラブルが増加しています。障がい者の消費者トラブルを未然に防止するためには、家族や地域による日ごろからの見守りや、消費者保護の広報などが重要となっています。

①消費者センターとの連携

消費生活センターや他の相談窓口との連携のもと、悪徳商法の手口などの情報提供や、苦情等に対する相談の充実に努めます。

②消費者教育の推進

消費生活センターや警察機関などと連携し、広報や講習会などの開催により、消費者トラブルに巻き込まれないための消費者教育に取り組みます。

③見守りの促進

家族や、民生委員・児童委員等の地域団体等による見守りや、身近な相談に応じる地域づくりを促進します。

5 保健・医療の充実

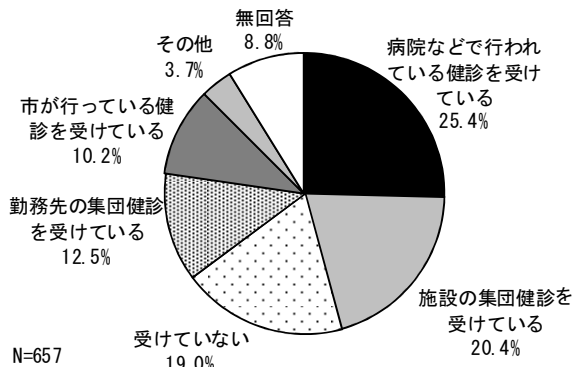
アンケートの結果から

障がいのある人のうち、約2割が健康診断等を受けていない結果となっており、受診に向けた広報が必要となっています。

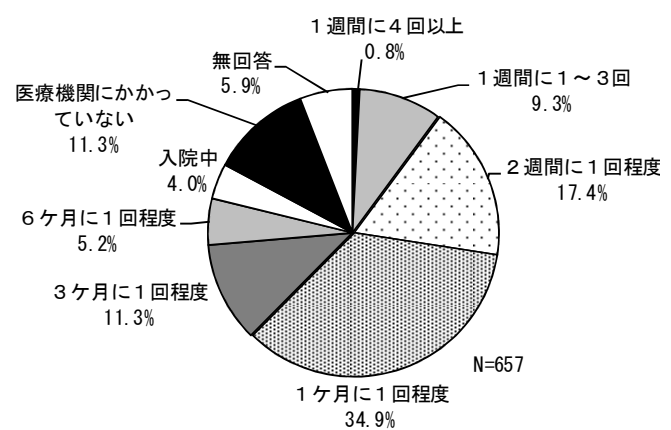
また、1か月に1回以上、医療機関にかかっている人は6割を超えており、医療が身近になっていることから、通院しやすい環境の整備も大切です。

医療で困っていることでは「費用負担」や「専門的な治療・リハビリ」に比較的多くの回答が寄せられています。

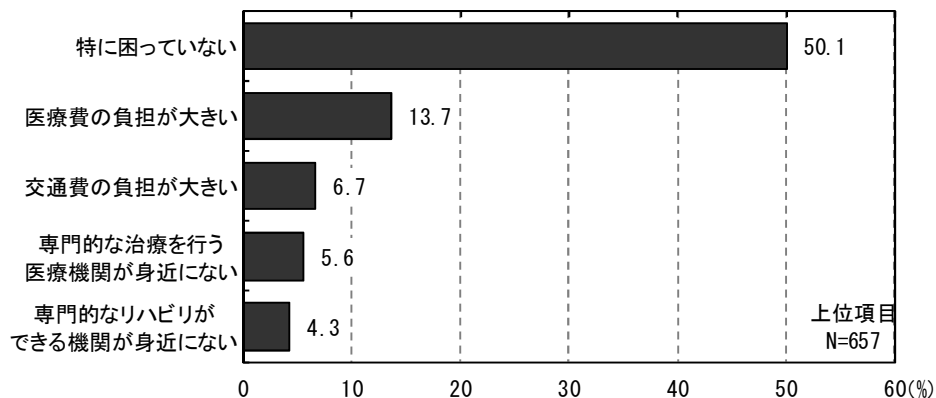
◆定期的に健康診断などを受けていますか



◆現在、どのくらい医療機関にかかっていますか



◆医師の診療や定期健診、リハビリで困ることはありますか



(1) 予防・早期発見・早期治療の推進

障がいのある人を含めた誰もが地域で健康的な生活を送れるよう、障がいの発生予防や疾病の早期発見・早期治療、健康の維持増進のための取り組みについて、継続的な支援が求められています。

今後は障がいの早期発見・早期治療、そして障がいの現状を把握していくために、定期健診（検診）の受診を促進するとともに、必要な治療やリハビリテーションへとつなげていく必要があります。

①各種健診（検診）の推進

各医療保険者による特定健診や各種がん検診の意義を啓発し、健診（検診）受診率の向上を図るとともに生活習慣病予防に向けての生活改善や疾病の早期発見・早期治療に努めます。

②健康づくりの推進

健康教育や健康相談の充実を図り、障がい者を含めた市民の健康に対する意識を啓発し、疾病の予防と健康づくりを推進します。

③医療・リハビリテーション体制の充実

個々の障がいの程度・種別に応じたリハビリテーション体制が取れるよう医療機関や島根県等関係機関と連携し充実に努めます。

(2) 精神保健対策の推進

本市では、精神障がい者の自立と社会参加を進め社会復帰を促進するために、福祉に係る各サービスの積極的な活用とともに、各種の支援について推進しています。

精神障がい者及びその家族が、地域で安心して専門的な医療、機能訓練などを適切に受診でき、または指導を受けられる体制の充実が必要です。

また、地域生活を始める場合における総合的な暮らしの支援、生活する場所の確保などが課題となっています。

①相談支援体制の充実

精神障がい者及びその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

②医療機関との連携

精神科を有する病院と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療及び治療継続に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。

③精神保健知識の普及啓発

地域住民の精神障がいに対する理解を深めるために、精神保健知識の普及啓発に努めます。

④地域生活の移行に向けた支援の充実

精神科病院等に長期入院していた精神障がい者が、退院して地域で生活するために、一般相談支援事業者による相談支援（地域移行、地域定着）を行い、安心して地域生活を送れるよう支援します。

(3) 医療体制の整備

障がいの早期発見・予防・支援のため、乳幼児期から高齢期まで、すべてのライフステージに応じた健康に関する取り組みを進めることが大切です。

今後も医療費制度の適正な運用を図るとともに、医療機関との連携を強化し、障がい者が地域で安心して医療を受けられる体制づくりを推進することが必要となります。

また、発達障がいや難病患者などへの専門的な医療受診のため、広域的な医療機関、保健所等との連携体制の充実が求められています。

①医療制度等の充実

障がい者の生活の安定を図り、適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療や福祉医療制度の周知を図り利用促進に努めます。

②医療体制の構築

障がいを軽減し、より快適で自立した生活を促進するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携のもと、市民が必要な治療を受けることができるように、医療機能の向上を働きかけます。

③難病患者への支援の推進

難病患者などの療養生活を支援するため、保健・医療・福祉のサービスを効果的に提供できるよう、保健所等関係機関と連携した支援体制の確立に努めます。

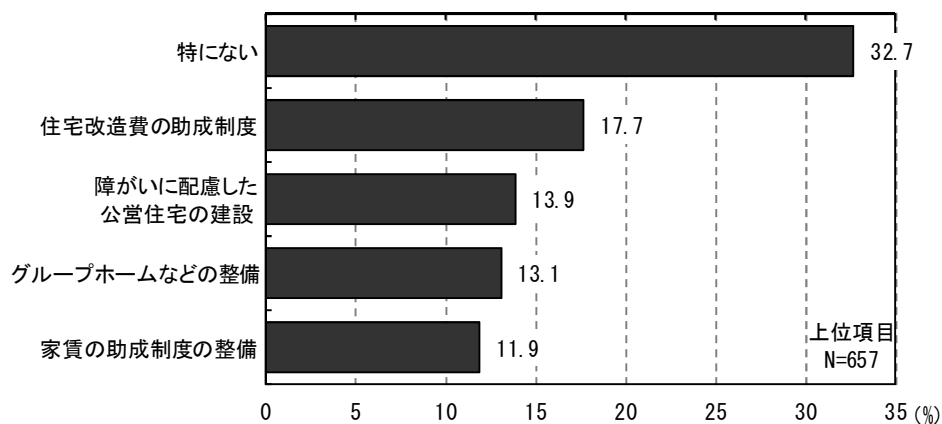
6 住みよいまちづくりの推進

アンケートの結果から

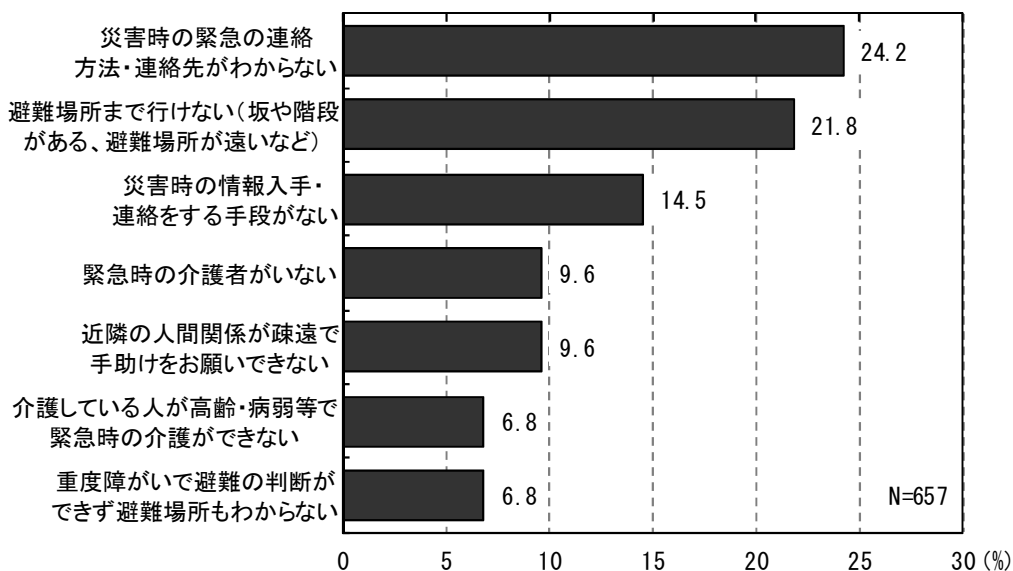
住宅については、公営住宅やグループホームなど、多様な住宅の整備が求められています。

防災については、「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」、「災害時の情報入手・連絡をする手段がない」といった情報に関するもののほか、「避難所まで行けない」、「介護者がいない」などの心身に関するものも上位に上がっています。

◆住宅対策として、市に対して望むことはなんですか



◆(災害時に)避難するのに困ることはなんですか



(1) 住環境の整備

障がいのある人を含むすべての人が、住みなれた地域で安心して生活するためには、日常生活に則した住環境の整備が重要です。

障がい者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、住環境における各種助成制度の周知や多様な居住環境の整備を図っていく必要があります。

①公共施設のバリアフリーの推進

ユニバーサルデザインの考え方のもと、県や関係機関及び民間事業所と連携し、公共施設・交通機関・歩道・公園等について、障がい者や高齢者・乳幼児等を抱える家族等の利便性を考慮した計画的な整備・改善に努めます。

②民間施設のバリアフリーの促進

民間施設の整備にあたって、建築主等にバリアフリーに配慮した施設整備を行うよう働きかけます。

③住宅整備の普及・啓発

障がい者の住宅に関する改善事例等の情報提供に努めるとともに、住宅改造に係る相談体制の充実や、福祉サービスにおける住宅改修費の給付等について、市民への周知を図り利用を促進します。

④障がい者等を対象としたごみ収集体制の検討

自宅からごみ集積場までごみを排出することが困難な障がい者等を対象とした収集体制の検討を行います。

(2) 移動・交通手段の充実

公共施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用でき、外出しやすい環境の整備が求められています。

特に山間部などにおいては、移動の不便な地域もあり、外出を控えるようになる傾向も見られます。

今後とも、当事者団体や関係各課、関係機関との連携のもと、障がい者の移動・交通手段における利便性の向上に向けて取り組みを進めます。

①移動支援事業等の推進

屋外での移動が困難な障がい者に対する「移動支援事業」及び「行動援護」といった障がい者の外出を助ける支援事業を推進します。

②イエローバスの充実

イエローバスに誰でもどこでも乗車できるよう路線変更や便数等の検討を行い、障がい者及び高齢者等の利用促進と、利便性の向上に努めます。

③自動車改造費及び自動車運転免許取得費助成事業の促進

身体障がい者、知的障がい者が移動のため、自ら自動車を運転することを支援するため、自動車運転免許証の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成し、社会活動への参加と自立を促進します。

④歩行空間の整備

安全で快適な歩行環境の確保のため、交差点の改善・信号機への視覚障がい者付加装置の設置や、誘導ブロックの敷設、段差の解消等、障がい者の社会参加を促進するため、安全かつ円滑な整備に努めます。

⑤障がい者専用駐車場の整備

障がい者の自動車による移動が円滑に行われるよう、障がい者用駐車場の整備に努めます。

(3) 防犯・防災対策の推進

障がい者や高齢者といった、災害時要援護者の避難については、近年の重要な課題となっています。地域での避難支援体制を整えるとともに、要援護者であっても、自ら備えることの重要性は高まっています。

また、地域の安全を確保するため、犯罪抑制につながる地域環境づくりが求められています。

今後は、災害時における情報提供の充実や、地域でお互いに安否を確認しあえる連携体制を促進していきます。また、そのための地域における障がい者に対する理解の促進を図ります。

①防犯・防災対策の普及推進

障がい者やその家族に対して、防犯・防災に関する意識の高揚を図るとともに、災害時における迅速な救助活動を行うため、緊急通報システムの設置に努めるとともに、地域防災計画を随時見直します。

②防災訓練への参加促進

地域の防災訓練等において各種訓練内容の充実を図るほか、障がい者の参加を促進し、基礎的な防災知識や防災技術を習得できるよう指導等に努めます。

③要援護者避難支援制度の普及・促進

災害発生時に救助が必要な災害時要援護者の存在を把握するため、要援護者リストを作成し、日常的に民生委員・児童委員等関係機関と連絡を取り合い、要援護者の最新情報の把握に努めます。また、災害発生時に消防団等に情報を提供し、人命救助活動において迅速な行動をとることができるように努めます。

④ボランティアの受け入れ・派遣体制の確立

災害時に障がい者を避難所へ誘導するためには、ガイドヘルパーや手話通訳者等ニーズに応じたボランティアが必要となります。

市内の自主防災組織を中心に、関係者との情報交換に努め、災害時のボランティアの受け入れと派遣を指示できる体制を確立します。

⑤緊急時の情報提供の充実

災害時には、行政告知端末、防災無線、携帯電話へのメールサービス等を活用し、情報提供に努めます。

⑥福祉避難所や仮設住宅等の避難生活における合理的な配慮の推進

避難時に、障がいのある人等が不安なく避難生活が送れるように、障がいに対応できる福祉避難所等の充実に努めます。

⑦地域の防犯対策の促進

各防犯団体との連携を図り、関係機関等との連絡・相談体制を強化します。

第4章 計画の推進体制

1 計画の点検・評価

計画に掲げる施策や事業を効果的に推進し、社会情勢等の変動などの各種要因に柔軟に対応するためには、計画の達成状況を随時把握しておくことが必要です。そのため、安来市地域自立支援協議会を中心として、必要に応じて施策の達成状況の点検、評価、見直しを行います。

2 各関連機関等との連携

計画推進にあたっては、行政内の福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等多くの関係部課が互いに連携し合って計画を推進していきます。

また、地域におけるノーマライゼーションの推進を図るため、行政はもとより、社会福祉協議会、福祉施設、医療機関、サービス事業者、学校、民間企業、地域等の関係機関、関係団体等との連携強化に努め、総合的・横断的に施策を展開していきます。

国・県等と情報提供や人材育成などの連携を強めることにより、障がい者施策を円滑に実施するための体制の充実を図ります。

3 安来市地域自立支援協議会の役割と連携

安来市地域自立支援協議会が、地域の障がい者サービスに関わる相談支援の中心的役割を果たすこととなります。

今後とも、安来市地域自立支援協議会の果たす役割を、関係団体・機関が把握し、協力・連携して障がい者の支援にあたります。

4 障がい者と障がいに関する広報の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、周囲の人からの理解も大切になります。

ヒアリング調査をみると、障がい及び障がい者に対するより一層の理解を求める声があがっています。

市の広報紙やホームページ、各種行事等の機会を活用し、市民の参加を得ながら、本計画の理念の浸透を図り、市民とともにさまざまな障がい者施策を推進していきます。

資料編

1 安来市障がい者基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき、安来市障害者基本計画(平成20年3月25日策定)の検証を行い、安来市第2期障害者基本計画を策定するため、安来市第2期障害者基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 安来市障害者基本計画の検証
- (2) 安来市第2期障害者基本計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市職員のうちから市長が指名する者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成25年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成24年8月20日から施行する。

2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

2 安来市障がい者基本計画策定委員会名簿

No	区分	所属等	役職	氏名
1	識見を有する者	社会医療法人 昌林会 安来市地域自立支援協議会	委員長	足立 好徳
2		安来市身体障害者福祉協会	副委員長	梅林 守
3		安来市手をつなぐ育成会		立賀 早苗
4		やすぎ地域家族会		川合 美和子
5		明日を育てる会		前田 明子
6		安来市自治体代表者協議会		横地 康一
7		安来市民生児童委員協議会		鹿田 久栄
8		松江保健所		藤原 修
9		社会福祉法人安来市社会福祉協議会		田中 正美
10		社会福祉法人 せんだん会		村社 征利
11		社会福祉法人 みどり福祉会		小池 清水
12	市職員	安来市 企画調整課長		木村 慎治
13		安来市 人権施策推進課長		青戸 厚志
14		安来市 子ども未来課長		坂野 誠
15		安来市 産業振興部次長 兼 商工観光課長		内田 修次
16		安来市 学校教育課長		藤原 寛
	事務局	安来市 健康福祉部長		近藤 隆
		安来市 福祉課長		辻谷 洋子
		安来市 福祉課 SL		安井 由香
		安来市 福祉課 主幹		原田 進一

(順不同、敬称略)

3 安来市第2期障がい者基本計画策定のためのアンケート調査結果

●調査の概要

調査対象者	市内在住の障害者手帳所持者
配布方法	郵送による配布回収
調査期間	平成24年9月
配布数	1,000件
回収数	657件
有効回収数	657件
回収率	65.7%

注意事項

- 回答結果は小数点第2桁目を四捨五入している。この関係で、単回答（複数の選択肢からひとつだけを選ぶ形式）の合計値がちょうど「100.0」にならない場合がある。
- 複数回答（2つ以上の回答を選ぶ形式）における割合についての単位はパーセントとしている。この場合、回答は有効標本数全体に対して各々の割合を示すものであり、各選択肢の回答を合計しても「100.0」とはならない。
- 表において「無回答」とあるのは
 - 回答が示されていないもの
 - 判別が著しく困難なものであって、回答不明なものとなっている。
- 「N」「SA」「MA」「数量」は、それぞれ
 - 「N」 = 該当するサンプル数のこと
 - 「SA」 = 単回答のこと（Single Answerの略）
 - 「MA」 = 複数回答のこと（Multiple Answerの略）
 - 「数量」 = 選択肢形式ではなく、任意に数字を記入する回答のことを示す。
- 「(除不)」は、無回答（回答不明分）を除いた回答の割合を示している

問1 このアンケートにお答えになるのは、ご本人ですか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	本人	444	67.6	69.6
2	家族	153	23.3	24
3	その他	41	6.2	6.4
	無回答	19	2.9	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	638

問2 あなたの性別はどちらですか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	男	363	55.3	56.5
2	女	280	42.6	43.5
	無回答	14	2.1	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	643

問3 あなたの年齢は満何歳ですか。(数量)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	18歳未満	46	7.0	7.3
2	19～40歳未満	127	19.3	20.1
3	40～65歳未満	308	46.9	48.7
4	65歳以上	151	23.0	23.9
	無回答	25	3.8	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	632

問4 あなたのお住まいは、どの地区ですか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	安来地区	197	30	31.2
2	島田地区	33	5	5.2
3	宇賀荘地区	29	4.4	4.6
4	能義地区	19	2.9	3
5	飯梨地区	19	2.9	3
6	荒島地区	59	9	9.3
7	赤江地区	61	9.3	9.7
8	大塚地区	15	2.3	2.4
9	吉田地区	9	1.4	1.4
10	広瀬地区	43	6.5	6.8
11	山佐地区	21	3.2	3.3
12	布部地区	19	2.9	3
13	比田地区	17	2.6	2.7
14	安田地区	15	2.3	2.4
15	母里地区	16	2.4	2.5
16	井尻地区	11	1.7	1.7
17	赤屋地区	7	1.1	1.1
18	安来市外	42	6.4	6.6
	無回答	25	3.8	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	632

旧町エリア (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	安来エリア	441	67.1	69.8
2	広瀬エリア	100	15.2	15.8
3	伯太エリア	49	7.5	7.8
4	安来市外	42	6.4	6.6
	無回答	25	3.8	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	632

問5 あなたがお持ちの障害者手帳はどれですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	身体障害者手帳	370	56.3	59.1
2	療育手帳	193	29.4	30.8
3	精神障害者保健福祉手帳	127	19.3	20.3
4	障害者手帳は持っていない	0	0	0
	無回答	31	4.7	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	626

問5 1 身体障害者手帳 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	1級	112	30.3	30.7
2	2級	77	20.8	21.1
3	3級	54	14.6	14.8
4	4級	72	19.5	19.7
5	5級	23	6.2	6.3
6	6級	27	7.3	7.4
	無回答	5	1.4	
	サンプル数(%ベース)	370	100.0	365

問5 2 療育手帳 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	A	78	40.4	41.3
2	B	111	57.5	58.7
	無回答	4	2.1	
	サンプル数(%ベース)	193	100.0	189

問5 3 精神障害者保健福祉手帳 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	1級	18	14.2	14.6
2	2級	79	62.2	64.2
3	3級	26	20.5	21.1
	無回答	4	3.1	
	サンプル数(%ベース)	127	100.0	123

問6 あなたの心身の状態はどれですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	視覚障がい	22	3.3	3.6
2	聴覚・平衡機能障がい	36	5.5	5.8
3	音声・言語・そしゃく機能障がい	27	4.1	4.4
4	上肢障がい	70	10.7	11.3
5	下肢障がい	148	22.5	23.9
6	体幹障がい	30	4.6	4.8
7	運動機能障がい	36	5.5	5.8
8	内部障がい(心臓、腎臓、呼吸器など)	77	11.7	12.4
9	知的障がい	162	24.7	26.2
10	自閉症	22	3.3	3.6
11	ダウン症	13	2	2.1
12	精神障がい	135	20.5	21.8
13	発達障がい	30	4.6	4.8
14	難病	9	1.4	1.5
15	その他	22	3.3	3.6
	無回答	38	5.8	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	619

問7 障がいにより日常生活上の支障が生じはじめた(支障があると気づいた)のは何歳ごろですか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	0歳	40	6.1	6.8
2	1～6歳未満	91	13.9	15.4
3	6～18歳未満	63	9.6	10.7
4	18～40歳未満	93	14.2	15.8
5	40～65歳未満	160	24.4	27.2
6	65歳以上	13	2	2.2
7	わからない	129	19.6	21.9
	無回答	68	10.4	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	589

問7 何歳ごろ (数量)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	0歳	40	6.1	8.7
2	1～6歳未満	91	13.9	19.7
3	6～18歳未満	67	10.2	14.5
4	19～40歳未満	90	13.7	19.5
5	40～65歳未満	160	24.4	34.7
6	65歳以上	13	2	2.8
	無回答	196	29.8	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	461

問8 障がいの主な原因はなんですか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	出生時の損傷	27	4.1	4.8
2	先天性	102	15.5	18
3	脳血管障がい	36	5.5	6.3
4	心臓疾患	27	4.1	4.8
5	骨・関節疾患	38	5.8	6.7
6	その他の病気	55	8.4	9.7
7	交通事故	20	3	3.5
8	労働災害	15	2.3	2.6
9	その他の事故	17	2.6	3
10	戦傷病	0	0	0
11	精神疾患	93	14.2	16.4
12	原因不明	13	2	2.3
13	難病	76	11.6	13.4
14	その他	48	7.3	8.5
	無回答	90	13.7	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	567

問9 日常生活上の支障が生じはじめた(支障があると気づいた)後、支障の度合いは変化していますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	変化していない	168	25.6	27.9
2	支障が大きくなっている	165	25.1	27.4
3	支障は小さくなっている	72	11	11.9
4	よくなったり悪くなったりしている	123	18.7	20.4
5	わからない	75	11.4	12.4
	無回答	54	8.2	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	603

問10 おおむねこの6ヶ月の間に、障がいによる日常生活を送る上での支障はどの程度生じましたか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほぼ毎日	218	33.2	39.4
2	3ヶ月以上	31	4.7	5.6
3	2ヶ月以上、3ヶ月未満	28	4.3	5.1
4	1ヶ月以上、2ヶ月未満	19	2.9	3.4
5	1ヶ月未満	45	6.8	8.1
6	特に支障はなかった	212	32.3	38.3
	無回答	104	15.8	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	553

問11 現在の生活場所 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	自分の持ち家(分譲マンションを含む)	204	31.1	32.2
2	家族の持ち家(分譲マンションを含む)	237	36.1	37.4
3	民間賃貸住宅(賃貸アパート・マンション)	29	4.4	4.6
4	社宅・職員寮・寄宿舎等の従業員宿舎	5	0.8	0.8
5	公営住宅	35	5.3	5.5
6	貸間(部屋を借りての下宿)	4	0.6	0.6
7	グループホーム・ケアホーム・宿泊型自律訓練施設等	71	10.8	11.2
8	その他	49	7.5	7.7
	無回答	23	3.5	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	634

問12 現在一緒に暮らしている人は誰ですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	配偶者	212	32.3	41.1
2	親	254	38.7	49.2
3	子	122	18.6	23.6
4	兄弟姉妹	105	16	20.3
5	その他	50	7.6	9.7
6	一人暮らし	57	8.7	11
	無回答	141	21.5	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	516

問13 今後、暮らしたい生活の場はどれですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	現在と同じように暮らしたい	462	70.3	75.9
2	一人暮らしをしたい	49	7.5	8
3	現在は一緒に住んでいない家族と一緒に暮らしたい	55	8.4	9
4	グループホーム等で暮らしたい	38	5.8	6.2
5	施設に入りたい	26	4	4.3
6	その他	9	1.4	1.5
7	わからない	50	7.6	8.2
	無回答	48	7.3	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	609

問14 現在の生活で困っていることは何ですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	身の回りの介助や支援をしてくれる人がいない	18	2.7	3.3
2	親友・友人がいない	56	8.5	10.2
3	結婚できない、結婚生活が続けられない	41	6.2	7.5
4	一人暮らしなのでさみしい・不安	16	2.4	2.9
5	働くところがない	59	9	10.8
6	生活に十分な収入が得られない	97	14.8	17.7
7	趣味や楽しみを持ってない	36	5.5	6.6
8	生活をする上で必要な情報を得られない	9	1.4	1.6
9	自分の健康や体力に自信がない	169	25.7	30.8
10	生きる目的・生きがいが見つからない	39	5.9	7.1
11	家族など介護者の健康状態が不安	66	10	12
12	一人での外出が不安	77	11.7	14.1
13	交通機関の利用が不便	62	9.4	11.3
14	街中や交通機関で案内がわかりづらい	13	2	2.4
15	行き場がない	7	1.1	1.3
16	同居の家族との関係が不安	28	4.3	5.1
17	隣近所の人などとの関係が不安	38	5.8	6.9
18	必要な保健・福祉・医療サービスが受けられない	4	0.6	0.7
19	将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安	78	11.9	14.2
20	施設利用の費用負担が増加し、日常生活の費用が足りない	31	4.7	5.7
21	特に困っていることはない	122	18.6	22.3
22	その他	20	3	3.6
	無回答	109	16.6	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	548

問15 困りごとの相談相手は誰ですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	家族	426	64.8	71.4
2	友人・知人	152	23.1	25.5
3	職場の仲間や上司	42	6.4	7
4	保育所・幼稚園・学校	23	3.5	3.9
5	病院	157	23.9	26.3
6	サービスを受けているところの職員	153	23.3	25.6
7	市役所福祉課	51	7.8	8.5
8	生活保護の担当者	11	1.7	1.8
9	保健師	1	0.2	0.2
10	地域生活支援センター	11	1.7	1.8
11	社会福祉協議会の職員	14	2.1	2.3
12	民生委員・児童委員	15	2.3	2.5
13	身体障がい者・知的障がい者相談員	22	3.3	3.7
14	相談支援事業所	16	2.4	2.7
15	障がい者(児)の団体	9	1.4	1.5
16	隣近所の人	16	2.4	2.7
17	相談する人はいない	19	2.9	3.2
18	その他	14	2.1	2.3
	無回答	60	9.1	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	597

問16 日常生活を送る上での支障 ①食事をする (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	483	73.5	79.6
2	時間をかければ一人ができる	34	5.2	5.6
3	見守りや声掛けがあればできる	22	3.3	3.6
4	一部介助が必要	32	4.9	5.3
5	全部介助が必要	36	5.5	5.9
	無回答	50	7.6	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	607

問16 日常生活を送る上での支障 ②食事の支度や後片付けをする (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	314	47.8	53.8
2	時間をかければ一人ができる	75	11.4	12.8
3	見守りや声掛けがあればできる	35	5.3	6
4	一部介助が必要	46	7	7.9
5	全部介助が必要	114	17.4	19.5
	無回答	73	11.1	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	584

問16 日常生活を送る上での支障 ③衣服の着脱をする (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	457	69.6	74.8
2	時間をかければ一人ができる	51	7.8	8.3
3	見守りや声掛けがあればできる	13	2	2.1
4	一部介助が必要	36	5.5	5.9
5	全部介助が必要	54	8.2	8.8
	無回答	46	7	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	611

問16 日常生活を送る上での支障 ④排せつをする (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	491	74.7	80.8
2	時間をかければ一人ができる	30	4.6	4.9
3	見守りや声掛けがあればできる	10	1.5	1.6
4	一部介助が必要	24	3.7	3.9
5	全部介助が必要	53	8.1	8.7
	無回答	49	7.5	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	608

問16 日常生活を送る上での支障 ⑤入浴をする (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	439	66.8	72.8
2	時間をかければ一人ができる	29	4.4	4.8
3	見守りや声掛けがあればできる	17	2.6	2.8
4	一部介助が必要	36	5.5	6
5	全部介助が必要	82	12.5	13.6
	無回答	54	8.2	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	603

問16 日常生活を送る上での支障 ⑥家の中を移動する (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	493	75	82.3
2	時間をかければ一人ができる	30	4.6	5
3	見守りや声掛けがあればできる	12	1.8	2
4	一部介助が必要	29	4.4	4.8
5	全部介助が必要	35	5.3	5.8
	無回答	58	8.8	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	599

問16 日常生活を送る上での支障 ⑦身の回りの掃除、整理整頓をする (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	286	43.5	47.7
2	時間をかければ一人ができる	97	14.8	16.2
3	見守りや声掛けがあればできる	56	8.5	9.3
4	一部介助が必要	60	9.1	10
5	全部介助が必要	75	11.4	12.5
6	経験がない・機会がない	25	3.8	4.2
	無回答	58	8.8	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	599

問16 日常生活を送る上での支障 ⑧洗濯をする (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	319	48.6	54.1
2	時間をかければ一人ができる	50	7.6	8.5
3	見守りや声掛けがあればできる	34	5.2	5.8
4	一部介助が必要	24	3.7	4.1
5	全部介助が必要	96	14.6	16.3
6	経験がない・機会がない	67	10.2	11.4
	無回答	67	10.2	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	590

問16 日常生活を送る上での支障 ⑨日常の買物をする (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	313	47.6	52.3
2	時間をかければ一人ができる	55	8.4	9.2
3	見守りや声掛けがあればできる	29	4.4	4.8
4	一部介助が必要	56	8.5	9.4
5	全部介助が必要	88	13.4	14.7
6	経験がない・機会がない	57	8.7	9.5
	無回答	59	9	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	598

問16 日常生活を送る上での支障 ⑩金銭管理をする (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人で行える	319	48.6	54.3
2	時間をかければ一人で行える	34	5.2	5.8
3	見守りや声掛けがあればできる	32	4.9	5.5
4	一部介助が必要	56	8.5	9.5
5	全部介助が必要	90	13.7	15.3
6	経験がない・機会がない	56	8.5	9.5
	無回答	70	10.7	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	587

問16 日常生活を送る上での支障 ⑪服薬管理をする (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人で行える	365	55.6	61.8
2	時間をかければ一人で行える	26	4	4.4
3	見守りや声掛けがあればできる	30	4.6	5.1
4	一部介助が必要	35	5.3	5.9
5	全部介助が必要	89	13.5	15.1
6	経験がない・機会がない	46	7	7.8
	無回答	66	10	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	591

問17-1 自分の意思を伝えることができますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	誰にでも伝えることができる	363	55.3	57.4
2	特定の人には伝えることができる	153	23.3	24.2
3	特定の人に対して特定の事柄について伝えることができる	70	10.7	11.1
4	手話通訳等の介助があれば伝えることができる	1	0.2	0.2
5	伝えることができない	45	6.8	7.1
	無回答	25	3.8	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	632

問17-2 相手の意思を理解することができますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	誰の意思でも理解することができる	365	55.6	58.9
2	特定の事柄については理解することができる	143	21.8	23.1
3	特定の人特定の事柄についての意思は理解することができる	69	10.5	11.1
4	手話通訳等の介助があれば相手の意思を理解することができる	4	0.6	0.6
5	理解することができない	39	5.9	6.3
	無回答	37	5.6	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	620

問18 医療的ケア(通院や在宅における医療的な支援の必要性)はありますか(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	経管栄養が必要	26	4	4.8
2	たんの吸引が必要	9	1.4	1.7
3	導尿が必要	14	2.1	2.6
4	必要ない	475	72.3	87.8
5	その他	31	4.7	5.7
	無回答	116	17.7	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	541

問19 障害者自立支援法による福祉サービスを利用していますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	261	39.7	43.9
2	利用したいが、利用できない	22	3.3	3.7
3	利用していない	311	47.3	52.4
	無回答	63	9.6	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	594

問19-1 利用できない理由は何ですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したいサービスが近くにない	2	9.1	9.1
2	どんなサービスがあるのかよくわからない	12	54.5	54.5
3	使えるサービスがどれかわからない	5	22.7	22.7
4	サービスの利用開始方法がわからない	6	27.3	27.3
5	障害程度区分がサービスに合わない	3	13.6	13.6
6	自己負担額があるから	6	27.3	27.3
7	特になし	0	0	0
8	その他	3	13.6	13.6
	無回答	0	0	
	サンプル数(%ベース)	22	100.0	22

問20 介護保険法によるサービスを利用していますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	72	11	12.6
2	利用していない	500	76.1	87.4
	無回答	85	12.9	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	572

問21 現在、どのくらい医療機関にかかっていますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	1週間に4回以上	5	0.8	0.8
2	1週間に1~3回	61	9.3	9.9
3	2週間に1回程度	114	17.4	18.4
4	1ヶ月に1回程度	230	35	37.2
5	3ヶ月に1回程度	74	11.3	12
6	6ヶ月に1回程度	34	5.2	5.5
7	入院中	26	4	4.2
8	医療機関にかかっていない	74	11.3	12
	無回答	39	5.9	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	618

問22 定期的に健康診断を受けていますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	市が行っている健診を受けている	67	10.2	11.2
2	病院などで行われている健診を受けている	167	25.4	27.9
3	勤務先の集団健診を受けている	82	12.5	13.7
4	施設の集団健診を受けている	134	20.4	22.4
5	受けていない	125	19	20.9
6	その他	24	3.7	4
	無回答	58	8.8	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	599

問23 歯や口の中で気になることはありますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	むし歯がある	96	14.6	16.8
2	歯をみがくと血が出る	36	5.5	6.3
3	口の臭いが気になる	43	6.5	7.5
4	歯みがきがうまくできない	28	4.3	4.9
5	食べ物が歯に挟まる	39	5.9	6.8
6	歯並びが気になる	23	3.5	4
7	歯が少ないのでご飯が食べにくい	24	3.7	4.2
8	口の動きが悪いのでご飯が食べにくい	11	1.7	1.9
9	その他	27	4.1	4.7
10	特に気にならない	243	37	42.6
	無回答	87	13.2	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	570

問24 気になるところを直すため、歯の治療を受けたいですか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	はい	285	43.4	54.7
2	いいえ	236	35.9	45.3
	無回答	136	20.7	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	521

問25 過去一年の歯の治療の経験はありますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	受けたことがある	347	52.8	56.3
2	受けたことがない	269	40.9	43.7
	無回答	41	6.2	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	616

問25-2 問25で「1 受けたことがある」に回答したかたにおうかがいします。
歯科治療を受けた場所はどこですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	開業医	295	44.9	82.2
2	総合病院	40	6.1	11.1
3	口腔保健センター	12	1.8	3.3
4	その他	14	2.1	3.9
	無回答	298	45.4	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	359

問26 リハビリの実施状況 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	病院などで行われているリハビリを受けている	63	9.6	10.9
2	施設内で行われているリハビリを受けている	31	4.7	5.4
3	訪問リハビリを受けている	9	1.4	1.6
4	受けていない	468	71.2	80.8
5	その他	8	1.2	1.4
	無回答	78	11.9	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	579

問27 医師の診療や定期健診、リハビリで困ることはありますか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	通院するときに介助をしてくれる人がいない	17	2.6	3.3
2	専門的な治療を行う医療機関が身近にない	37	5.6	7.2
3	専門的なリハビリができる機関が身近にない	28	4.3	5.4
4	ちょっとした病気やけがのときに受け入れてくれる医療機関が身近にない	23	3.5	4.5
5	気軽に往診を頼める医師がいない	25	3.8	4.9
6	歯科診療を受けられない	15	2.3	2.9
7	医療費の負担が大きい	90	13.7	17.5
8	交通費の負担が大きい	44	6.7	8.6
9	訪問によるリハビリが受けられない	8	1.2	1.6
10	その他	24	3.7	4.7
11	特に困っていない	329	50.1	64
	無回答	143	21.8	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	514

問28 住宅の改造を考えていますか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	すでに改造済	71	10.8	12.4
2	現在改造中	6	0.9	1.1
3	早急に改造したい	28	4.3	4.9
4	今後は改造を考えたい	81	12.3	14.2
5	家の構造上難しい	22	3.3	3.9
6	借家・借間のためできない	42	6.4	7.4
7	資金がない	116	17.7	20.3
8	特に必要ない(今は改造を考えていない)	232	35.3	40.6
9	わからない	76	11.6	13.3
	無回答	86	13.1	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	571

問28-2 改造したい箇所はどこですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	玄関	31	15	22.1
2	台所	45	21.8	32.1
3	風呂	81	39.3	57.9
4	トイレ	62	30.1	44.3
5	居室	38	18.4	27.1
6	廊下	4	1.9	2.9
7	階段	23	11.2	16.4
8	その他	6	2.9	4.3
	無回答	66	32	
	サンプル数(%ベース)	206	100.0	140

問29 住宅対策として、市に対して望むことはなんですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	グループホームなどの整備	86	13.1	17.7
2	物件を斡旋する住宅相談窓口	30	4.6	6.2
3	障がい者に配慮した公営住宅の建設	91	13.9	18.7
4	住宅改造費の助成制度	116	17.7	23.9
5	障がい者に配慮した民間のアパート・マンションの整備促進	47	7.2	9.7
6	公的保証人制度の整備	42	6.4	8.6
7	家賃の助成制度の整備	78	11.9	16
8	その他	9	1.4	1.9
9	特にない	215	32.7	44.2
	無回答	171	26	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	486

問30 現在、日中はどのように過ごしていますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	正職員として働いている	51	7.8	8.6
2	正職員以外(アルバイト、パート、契約職員、派遣職員、日雇い等)として働いている	74	11.3	12.5
3	自営業をしている(家の仕事を手伝っている)	30	4.6	5.1
4	障がい者のための通所サービスを利用している(地域活動支援センターを含む)	114	17.4	19.2
5	介護保険の通所サービスを利用している	15	2.3	2.5
6	病院等のデイケアを利用している	15	2.3	2.5
7	リハビリテーションを受けている	9	1.4	1.5
8	学校に通っている	39	5.9	6.6
9	保育園・幼稚園に通っている	4	0.6	0.7
10	障がい児の通園施設に通っている	6	0.9	1
11	ボランティアなどの社会活動を行っている	5	0.8	0.8
12	家庭で家事、育児、介護などを行っている	18	2.7	3
13	家庭内で過ごしている	151	23	25.4
14	その他	63	9.6	10.6
	無回答	63	9.6	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	594

日中行動2 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	就労、通所	269	40.9	45.3
2	介護・療養	39	5.9	6.6
3	通学・通園	49	7.5	8.2
4	社会活動	5	0.8	0.8
5	家庭内	169	25.7	28.5
6	その他	63	9.6	10.6
	無回答	63	9.6	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	594

問31 日中はどのように過ごしたいと考えていますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	現在と同じように過ごしたい	461	70.2	80.3
2	現在とは違う日中の過ごし方をしたい	113	17.2	19.7
	無回答	83	12.6	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	574

問32 問31で「2 現在とは違う日中の過ごし方をしたい」と答えたかたにおうかがいします。どのように過ごしたいですか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	正職員として働きたい	27	23.9	26.2
2	正職員以外として働きたい	25	22.1	24.3
3	自営業をしたい(家の仕事を手伝いたい)	4	3.5	3.9
4	障がい者のための通所サービスを利用したい	7	6.2	6.8
5	介護保険の通所サービスを利用したい	1	0.9	1
6	病院等のデイケアを利用したい	1	0.9	1
7	リハビリテーションを受けたい	9	8	8.7
8	学校に通いたい	1	0.9	1
9	保育園・幼稚園に通いたい	0	0	0
10	障がい児の通園施設に通いたい	0	0	0
11	ボランティアなどの社会活動を行いたい	1	0.9	1
12	家庭で家事、育児、介護などを行っていたい	1	0.9	1
13	家庭内で過ごしたい	13	11.5	12.6
14	その他	13	11.5	12.6
	無回答	10	8.8	
	サンプル数(%ベース)	113	100.0	103

問33 通所・通学先 (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	保育所・幼稚園	4	8.2	9.5
2	障害児通園施設	2	4.1	4.8
3	放課後等デイサービス	1	2	2.4
4	特別支援学校	25	51	59.5
5	小・中学校(特別支援学級)	12	24.5	28.6
6	放課後児童クラブ	2	4.1	4.8
7	小・中学校・高等学校(普通学級)	1	2	2.4
8	大学・短大・専門学校	0	0	0
9	その他	1	2	2.4
	無回答	7	14.3	
	サンプル数(%ベース)	49	100.0	42

問34 通所・通学していて、感じていること (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	今の保育所や学校に満足している	16	32.7	38.1
2	障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない	6	12.2	14.3
3	周囲の児童・生徒、またはその保護者の理解がない	6	12.2	14.3
4	送迎の体制が不十分	5	10.2	11.9
5	通学に時間がかかる	9	18.4	21.4
6	進路指導が不十分 (自立して働けるような力をつけてほしい)	4	8.2	9.5
7	障がいがあるが理由で利用できない設備がある	1	2	2.4
8	ノーマライゼーションの考え方に沿った保育や 授業の内容となっていない	0	0	0
9	休日等に活動できる仲間や施設がほしい	9	18.4	21.4
10	学校に学童保育があるが利用できない	0	0	0
11	学童保育がない	1	2	2.4
12	その他	7	14.3	16.7
13	特になし	4	8.2	9.5
	無回答	7	14.3	
	サンプル数(%ベース)	49	100.0	42

問35 希望する進路が選択できていますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	進路の選択は難しい	10	20.4	23.8
2	どちらかといえば選択できる	10	20.4	23.8
3	希望どおりに選択できる	5	10.2	11.9
4	わからない	17	34.7	40.5
	無回答	7	14.3	
	サンプル数(%ベース)	49	100.0	42

問36 仕事の状況 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	常勤で仕事をしている(福祉的就労を含む)	128	47.6	63.7
2	パートタイムやアルバイト(内職)の仕事をしている	57	21.2	28.4
3	現在は仕事をしていないが探している	6	2.2	3
4	その他	10	3.7	5
	無回答	68	25.3	
	サンプル数(%ベース)	269	100.0	201

問37 仕事をしているところ (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	民間企業	77	28.6	37.9
2	官公庁・団体	11	4.1	5.4
3	自営業	24	8.9	11.8
4	福祉的就労(就労継続支援A型・B型、就労移行支援)	82	30.5	40.4
5	その他	9	3.3	4.4
	無回答	66	24.5	
	サンプル数(%ベース)	269	100.0	203

問37-2 問37で「4 福祉的就労」と答えたかたにおうかがいします。
 一般の仕事をしたい思いはありますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ある	28	34.1	35.9
2	ない	50	61	64.1
	無回答	4	4.9	
	サンプル数(%ベース)	82	100.0	78

問38 仕事をしている時間を数字でお答えください (数量)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	0~1	1	0.4	0.5
2	2~3	19	7.1	9.3
3	4~5	53	19.7	26
4	6~7	50	18.6	24.5
5	8~9	71	26.4	34.8
6	10~11	5	1.9	2.5
7	12~13	4	1.5	2
8	14~15	0	0	0
9	16以上	1	0.4	0.5
	無回答	65	24.2	
	サンプル数(%ベース)	269	100.0	204

問39 現在の仕事や職場について ①仕事の状況 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	満足している	98	36.4	49
2	どちらかといえば満足している	71	26.4	35.5
3	どちらかといえば不満である	21	7.8	10.5
4	不満である	10	3.7	5
	無回答	69	25.7	
	サンプル数(%ベース)	269	100.0	200

問39 現在の仕事や職場について ②仕事の内容 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	満足している	96	35.7	48.7
2	どちらかといえば満足している	69	25.7	35
3	どちらかといえば不満である	25	9.3	12.7
4	不満である	7	2.6	3.6
	無回答	72	26.8	
	サンプル数(%ベース)	269	100.0	197

問39 現在の仕事や職場について ③職場の環境(施設や設備の面)(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	満足している	94	34.9	50
2	どちらかといえば満足している	66	24.5	35.1
3	どちらかといえば不満である	20	7.4	10.6
4	不満である	8	3	4.3
	無回答	81	30.1	
	サンプル数(%ベース)	269	100.0	188

問39 現在の仕事や職場について ④職場の環境(職場での人間関係の面) (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	満足している	85	31.6	44.5
2	どちらかといえば満足している	70	26	36.6
3	どちらかといえば不満である	21	7.8	11
4	不満である	15	5.6	7.9
	無回答	78	29	
	サンプル数(%ベース)	269	100.0	191

問39 現在の仕事や職場について ⑤仕事による収入 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	満足している	57	21.2	29.2
2	どちらかといえば満足している	60	22.3	30.8
3	どちらかといえば不満である	47	17.5	24.1
4	不満である	31	11.5	15.9
	無回答	74	27.5	
	サンプル数(%ベース)	269	100.0	195

問39 現在の仕事や職場について ⑥職場での研修 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	満足している	72	26.8	47.4
2	どちらかといえば満足している	44	16.4	28.9
3	どちらかといえば不満である	24	8.9	15.8
4	不満である	12	4.5	7.9
	無回答	117	43.5	
	サンプル数(%ベース)	269	100.0	152

問40 就きたい仕事の形はどれですか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	常勤で仕事をしたい	61	9.3	54
2	パートタイムやアルバイトの仕事をしたい	49	7.5	43.4
3	その他	3	0.5	2.7
	無回答	544	82.8	
	サンプル数(%ベース)	113	100.0	113

問41 仕事をしたいところはどこですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	民間企業	60	9.1	53.1
2	官公庁・団体	19	2.9	16.8
3	自営業(家業を含む)	12	1.8	10.6
4	福祉的就労(就労継続支援A型・B型、就労移行支援)	33	5.0	29.2
5	その他	12	1.8	10.6
	無回答	544	82.8	
	サンプル数(%ベース)	113	100.0	113

問42 仕事に就くために必要なこと ①障がいのあるかたが仕事に就けるように助けてくれる相談窓口 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	とても必要	125	19.0	70.2
2	どちらかといえば必要	42	6.4	23.6
3	どちらかといえば不必要	3	0.5	1.7
4	不必要	8	1.2	4.5
	無回答	479	72.9	
	サンプル数(%ベース)	178	100.0	178

問42 仕事に就くために必要なこと ②安心して働けるように助けてくれる専門員の配置 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	とても必要	116	17.7	64.1
2	どちらかといえば必要	53	8.1	29.3
3	どちらかといえば不必要	4	0.6	2.2
4	不必要	8	1.2	4.4
	無回答	476	72.5	
	サンプル数(%ベース)	181	100.0	181

問42 仕事に就くために必要なこと ③障がいのあるかたに対する職業教育(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	とても必要	111	16.9	63.1
2	どちらかといえば必要	49	7.5	27.8
3	どちらかといえば不必要	7	1.1	4.0
4	不必要	9	1.4	5.1
	無回答	481	73.2	
	サンプル数(%ベース)	176	100.0	176

問42 仕事に就くために必要なこと ④事業主の理解 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	とても必要	147	22.4	82.1
2	どちらかといえば必要	24	3.7	13.4
3	どちらかといえば不必要	2	0.3	1.1
4	不必要	6	0.9	3.4
	無回答	478	72.8	
	サンプル数(%ベース)	179	100.0	179

問42 仕事に就くために必要なこと ⑤他の従業員や顧客などの理解 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	とても必要	125	19.0	71.0
2	どちらかといえば必要	44	6.7	25.0
3	どちらかといえば不必要	1	0.2	0.6
4	不必要	6	0.9	3.4
	無回答	481	73.2	
	サンプル数(%ベース)	176	100.0	176

問42 仕事に就くために必要なこと ⑥通勤におけるバリア(道路や公共交通などの解消)(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	とても必要	85	12.9	51.2
2	どちらかといえば必要	61	9.3	36.7
3	どちらかといえば不必要	8	1.2	4.8
4	不必要	12	1.8	7.2
	無回答	491	74.7	
	サンプル数(%ベース)	166	100.0	166

問42 仕事に就くために必要なこと ⑦職場の施設や設備面のバリアの解消(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	とても必要	86	13.1	52.4
2	どちらかといえば必要	52	7.9	31.7
3	どちらかといえば不必要	13	2.0	7.9
4	不必要	13	2.0	7.9
	無回答	493	75.0	
	サンプル数(%ベース)	164	100.0	164

問42 仕事に就くために必要なこと ⑧自分自身の心理的な要因(不安・消極的・おっくうなど)の解消(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	とても必要	109	16.6	63.7
2	どちらかといえば必要	44	6.7	25.7
3	どちらかといえば不必要	4	0.6	2.3
4	不必要	14	2.1	8.2
	無回答	486	74.0	
	サンプル数(%ベース)	171	100.0	171

問42 仕事に就くために必要なこと ⑨障がいのためにできないという自分自身の考えを変えること(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	とても必要	101	15.4	59.4
2	どちらかといえば必要	45	6.8	26.5
3	どちらかといえば不必要	9	1.4	5.3
4	不必要	15	2.3	8.8
	無回答	487	74.1	
	サンプル数(%ベース)	170	100.0	170

問43 差別や偏見、疎外されていると感じるときはありますか(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	よく感じる	63	9.6	11.4
2	ときどき感じる	201	30.6	36.3
3	ほとんど感じたことはない	186	28.3	33.6
4	まったく感じたことはない	103	15.7	18.6
	無回答	104	15.8	
	サンプル数(%ベース)	657	100	553

問43-2 問42で「1 よく感じる」「2 ときどき感じる」と答えたかたにおうかがい
 します。どのようなときに差別や偏見、疎外されていると感じましたか(MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	仕事や収入	77	29.2	32.9
2	教育の場	11	4.2	4.7
3	人間関係	147	55.7	62.8
4	冠婚葬祭	13	4.9	5.6
5	スポーツ・趣味の活動	13	4.9	5.6
6	地区の行事・集まり	48	18.2	20.5
7	街角での人の視線	66	25.0	28.2
8	店などでの対応・態度	27	10.2	11.5
9	市役所職員の対応・態度	26	9.8	11.1
10	交通機関の利用	27	10.2	11.5
11	その他	11	4.2	4.7
	無回答	30	11.4	
	サンプル数(%ベース)	264	100.0	234

問44 あなたは、次の権利擁護サービスについて知っていますか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	日常生活自立支援事業	144	21.9	27.2
2	成年後見制度	98	14.9	18.5
3	知らない	335	51.0	63.2
	無回答	127	19.3	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	530

問45 あなたは、次の権利擁護サービスについて、将来、利用したいと思いま
 すか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	日常生活自立支援事業	177	26.9	42.4
2	成年後見制度	79	12.0	18.9
3	利用したくない(必要ない)	189	28.8	45.3
	無回答	240	36.5	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	417

問46 外出する際の主な交通手段はなんですか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	バス	57	8.7	9.8
2	自家用車(本人運転)	190	28.9	32.8
3	自家用車(家族運転)	161	24.5	27.8
4	電車	13	2.0	2.2
5	タクシー・介護タクシー	25	3.8	4.3
6	施設的車(施設職員運転)	48	7.3	8.3
7	自転車	48	7.3	8.3
8	徒歩	26	4.0	4.5
9	車いす・電動車いす	7	1.1	1.2
10	その他	4	0.6	0.7
	無回答	78	11.9	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	579

問47 外出のとき困ることはなんですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど)	170	25.9	30.8
2	障がい者用駐車場が不備、または少ない	72	11.0	13.0
3	歩道に問題が多い(狭い、障害物、誘導ブロックの不備など)	57	8.7	10.3
4	建物内の設備が利用しにくい(階段、トイレ、案内表示など)	82	12.5	14.9
5	休憩できる場所が少ない(身近な公園や歩道のベンチなど)	69	10.5	12.5
6	介助者がいないと外出できない	126	19.2	22.8
7	その他	23	3.5	4.2
8	特になし	197	30.0	35.7
	無回答	105	16.0	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	552

問48 災害が起こったときの避難場所を知っていますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	260	39.6	43.7
2	知らない	335	51	56.3
	無回答	62	9.4	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	595

問49 一人で避難できますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	できる	295	44.9	48.0
2	できない	224	34.1	36.5
3	わからない	95	14.5	15.5
	無回答	43	6.5	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	614

問50 避難するのに困ることはなんですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない	159	24.2	40.5
2	避難場所まで行けない(坂や階段がある、避難場所が遠いなど)	143	21.8	36.4
3	災害時の情報入手・連絡をする手段がない	95	14.5	24.2
4	緊急時の介護者がいない	63	9.6	16.0
5	近隣の人間関係が疎遠で手助けをお願いできない	63	9.6	16.0
6	介護している人が高齢・病弱等で緊急時の介護ができない	45	6.8	11.5
7	重度障がいなどで避難の判断ができず避難場所もわからない	45	6.8	11.5
8	その他	45	6.8	11.5
	無回答	264	40.2	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	393

問51 あなたが、災害時に、避難所などで不安に思うことは何ですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	設備面(トイレ・入浴・食事など)	322	49.0	56.2
2	人的支援(トイレ・入浴・食事など)	201	30.6	35.1
3	コミュニケーションのこと	155	23.6	27.1
4	薬や医療のこと	257	39.1	44.9
5	補装具や日常生活用具のこと	114	17.4	19.9
6	その他	12	1.8	2.1
7	特にない	69	10.5	12.0
8	わからない	49	7.5	8.6
	無回答	84	12.8	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	573

問52 あなたは災害時等要援護者台帳に登録していますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	登録している	83	12.6	14.1
2	登録していない	298	45.4	50.6
3	わからない	208	31.7	35.3
	無回答	68	10.4	
	サンプル数(%ベース)	657	100	589

問52-2 問52で「2 登録していない」「3 わからない」と答えたかたにおうかがいします。あなたは災害時等要援護者台帳を知っていますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	知っている	45	8.9	9.3
2	名前は知っているが内容は知らない	53	10.5	11.0
3	名前も内容も知らない	386	76.3	79.8
	無回答	22	4.3	
	サンプル数(%ベース)	506	100.0	484

問53 あなたの余暇時間の過ごし方はなんですか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	自室で寝ている	138	21.0	23.8
2	本・雑誌・新聞を読む	177	26.9	30.6
3	学習・研究活動を行う	5	0.8	0.9
4	テレビ・ビデオ	362	55.1	62.5
5	ラジオ	53	8.1	9.2
6	音楽鑑賞(CDなど)	73	11.1	12.6
7	映画・音楽会など	13	2.0	2.2
8	スポーツ活動	16	2.4	2.8
9	スポーツ観戦	17	2.6	2.9
10	パソコンやワープロ	50	7.6	8.6
11	カラオケ	35	5.3	6.0
12	手芸・園芸・囲碁・将棋などをする	51	7.8	8.8
13	パチンコ・ゲームなどをする	37	5.6	6.4
14	家族とのだんらん	98	14.9	16.9
15	友達や仲間とのだんらん	75	11.4	13.0
16	買物や飲食などの外出	143	21.8	24.7
17	旅行・ドライブなどの外出	46	7.0	7.9
18	ボランティアなどの社会活動	9	1.4	1.6
19	その他	26	4.0	4.5
20	特にない	16	2.4	2.8
	無回答	78	11.9	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	579

問54 レクリエーション・文化活動・スポーツ活動の要望 (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	障がいのある人のレクリエーションなど友達と集まれるようにしてほしい	101	15.4	30.5
2	障がいのある人が参加しやすいスポーツ活動の場をつくってほしい	49	7.5	14.8
3	障がいのある人のための旅行・ハイキングの計画をたくさんしてほしい	72	11.0	21.8
4	陶芸・絵画・手芸などの趣味の講座を開いてほしい	59	9.0	17.8
5	その他	50	7.6	15.1
	無回答	326	49.6	
	サンプル数(%ベース)	657	100	331

問55 あなたは、現在の生活に満足していますか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	満足している	134	20.4	23.8
2	ある程度満足している	296	45.1	52.5
3	あまり満足していない	82	12.5	14.5
4	満足していない	52	7.9	9.2
	無回答	93	14.2	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	564

問56 あなたは、自身が住んでいる地域の人びとと接する機会がありますか(SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ある	164	25.0	28.6
2	ときどきある	155	23.6	27.0
3	あまりない	163	24.8	28.4
4	ない	92	14.0	16.0
	無回答	83	12.6	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	574

問57 住みよいまちをつくるために必要なこと (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	261	39.7	52.5
2	サービス利用の手続きの簡素化	187	28.5	37.6
3	行政からの福祉に関する情報提供の充実	154	23.4	31.0
4	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	51	7.8	10.3
5	参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実	92	14	18.5
6	いろいろなボランティア活動の育成	40	6.1	8.0
7	在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実	78	11.9	15.7
8	リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	70	10.7	14.1
9	地域で共に学べる保育・教育内容の充実	25	3.8	5.0
10	職業訓練の充実や働く場所の確保	69	10.5	13.9
11	利用しやすい公共施設の整備・改善	31	4.7	6.2
12	障がいの有無にかかわらず、市民同士がふれあう機会や場の充実	39	5.9	7.8
13	利用しやすい道路・建物などの整備・改善	25	3.8	5.0
14	障がいに配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保	46	7.0	9.3
15	災害のときの避難誘導体制(緊急通報システムなど)の整備	26	4.0	5.2
16	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	45	6.8	9.1
17	本人や家族の積極性	27	4.1	5.4
18	その他	15	2.3	3.0
	無回答	160	24.4	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	497

問58 主な介助者はどなたですか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	配偶者(妻・夫)	97	14.8	25.9
2	父親・母親	121	18.4	32.3
3	子ども	13	2.0	3.5
4	兄弟・姉妹	21	3.2	5.6
5	祖父・祖母	5	0.8	1.3
6	親戚	3	0.5	0.8
7	隣人・知人	2	0.3	0.5
8	雇い人	0	0.0	0.0
9	ホームヘルパー	6	0.9	1.6
10	施設・グループホームの職員	74	11.3	19.7
11	ボランティア	2	0.3	0.5
12	特にいない	27	4.1	7.2
13	その他	4	0.6	1.1
	無回答	282	42.9	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	375

問59 主な介助者の年齢は何歳代ですか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	10～19歳	0	0.0	0.0
2	20～29歳	9	1.4	2.9
3	30～39歳	41	6.2	13.1
4	40～49歳	35	5.3	11.2
5	50～59歳	54	8.2	17.3
6	60～69歳	115	17.5	36.9
7	70～79歳	41	6.2	13.1
8	80歳以上	17	2.6	5.4
	無回答	345	52.5	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	312

問60 介助者の健康状態はいかがですか (SA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	健康である	147	22.4	47.6
2	病気がちであり健康に不安	68	10.4	22.0
3	通院している	94	14.3	30.4
	無回答	348	53.0	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	309

問61 介助を行う上で、困っていることはありますか (MA)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	医療費や交通費などの経済的負担	74	11.3	26.7
2	本人の介助で仕事や家事ができない	19	2.9	6.9
3	自由に外出できない	37	5.6	13.4
4	本人の介助で自分の時間が持てない	24	3.7	8.7
5	心身ともに疲れる	76	11.6	27.4
6	介助者が高齢・病弱	40	6.1	14.4
7	介護の方法がわからない	15	2.3	5.4
8	介護を受ける方の福祉サービス利用への抵抗	11	1.7	4.0
9	隣近所の人などの理解が足りない	18	2.7	6.5
10	特になし	97	14.8	35.0
11	その他	16	2.4	5.8
	無回答	380	57.8	
	サンプル数(%ベース)	657	100.0	277

安来市第2期障がい者基本計画

発行年月 平成25年3月

発行 安来市役所 福祉課 障がい者福祉セクション
〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬703

TEL：(0854) 23-3216

FAX：(0854) 23-3281

策定協力 (株)ジャパンインターナショナル総合研究所